

第3期栗東市地域福祉計画

平成30年3月

栗東市

はじめに

本市における地域福祉の推進は、平成19年度から平成23年度までの5年間で「栗東市地域福祉計画」により、また平成24年度から平成29年度までの6年間は「第2期栗東市地域福祉計画」にもとづき、今日まで様々な活動に取り組んでまいりました。

「地域福祉計画」は社会福祉法の規定にもとづき策定するもので、「地域の助け合いによる福祉」を実現するために、人と人とのつながりをより強く結ぶための理念を定め、その仕組みをつくる計画です。

子どもから高齢者まで、また、障がいの有る無しに関わらず、家庭や住み慣れた地域で幸せに暮らしていける地域社会づくりが今、最も求められており、本市が目指す「いつまでも住み続けたい安心元気都市栗東」の、さらなる具現化に向けて、本計画は非常に重要な役割を持っています。

少子高齢化が益々進行する今日、社会的孤立や生活困窮、また災害時の避難行動において支援を要する方々への対応など、地域社会を取り巻く課題は複雑多様化しており、これらの課題解決には既存の行政サービスだけでは対応が難しいものも少なくありません。

こうしたことから、地域福祉が確立され人権が尊重された社会の構築は益々重要であり、このたび策定いたしました「第3期栗東市地域福祉計画」は、非常に意義の深いものと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さま、また、熱心にご審議をいただきました栗東市地域福祉計画委員会の委員の皆さまに心から感謝を申し上げます。



平成30年3月

栗東市長 野村 昌弘

もくじ

第1章 第3期栗東市地域福祉計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. これまでの取り組み	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画策定の方法	4
6. 地域福祉推進の圏域について	5
第2章 栗東市を取り巻く現状と課題	7
1. 現状から見た特徴と課題	8
(1) 人口の状況	8
(2) 世帯の状況	12
(3) 児童・生徒の状況	14
(4) 地域福祉を考えるための統計数値	17
(5) 地域福祉を支える社会資源	20
2. 市民意識調査結果について	25
(1) ご近所との関係・地域について	25
(2) 日常生活について	27
(3) ボランティア活動について	28
(4) 災害への備えについて	29
(5) 福祉のまちづくりについて	30
第3章 第3期栗東市地域福祉計画策定に向けた課題	31
1. 制度改正などにより踏まえるべきポイント	32
2. 第2期栗東市地域福祉計画の検証と計画改定に向けた課題	34
第4章 計画の基本的な考え方	37
1. 計画の基本目標	38
2. 基本方向	38
3. 重点プログラム	39
4. 施策体系	40
第5章 重点プログラム	41
第6章 地域福祉推進に向けた施策の展開	47
1. 暮らしを支える豊かな地域づくり	48
2. 誰もが安心して暮らせるネットワークづくり	52
3. 地域福祉を支える人づくり	55
4. 安全・安心なまちづくり	58

第7章 計画の推進体制とフォローアップ	63
1. 推進体制	64
2. 地域福祉を推進する上での役割	64
(1) 住民や関係団体等の役割	64
(2) 社会福祉協議会の役割	64
(3) 福祉関係事業者の役割	64
(4) 行政の役割	65
3. 進捗管理	66
資料編	67
1. 社会福祉法（抄）	68
2. 栗東市地域福祉計画委員会設置要綱	69
3. 栗東市地域福祉計画検討会設置規程	71
4. 計画の策定経過	72
5. 栗東市地域福祉計画委員会委員名簿	73
6. 用語解説	74



第 1 章

第 3 期栗東市地域福祉計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなどにより、人々の暮らしは支えられてきましたが、近年の少子高齢化や人口減少、核家族化や単身世帯の増加に加え、人々の意識の多様化などにより、地域や家族での支え合いの機能が失われつつあります。さらに、子どもや高齢者に対する虐待や夫婦間の暴力、経済の低迷や雇用環境の変化などによる生活不安、東日本大震災を契機とする災害時に配慮や支援が必要な人への支援策、子育てと介護のダブルケアや老々介護、単身世帯の増加による社会的孤立の深刻化など、従来の仕組みでは対応しきれないさまざまな課題が顕在化してきています。また、公的な制度では対応しきれない「制度の狭間」の問題も指摘されています。さらに、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」も目前に迫っています。こうした課題に対し、人々のつながりを再構築し、住民が互いに支え合うまちづくりを、地域全体で取り組むことが求められます。

国では、平成26年の介護保険制度の改正により、住民参加による介護予防事業などの新しい事業が盛り込まれました。平成26年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行され、経済的に困窮している人や子どもを支援する取り組みも始まりました。

こうした社会情勢の変化やあらたな制度に的確に対応し、栗東市（以下、「本市」という）の地域福祉を推進するため、「第3期栗東市地域福祉計画（以下、「本計画」という）」を策定します。

2. これまでの取り組み

本市では、平成12年の「社会福祉法」の改正に伴い、平成17年度から本格的な地域福祉計画の策定に取り組んできました。民生委員・児童委員の協力を得ながら意識調査を実施するとともに、平成18年度には各学区の地域振興協議会にご協力をいただき、地域懇談会を開催するなど、地域のさまざまな福祉に関する課題や解決策を話しあい、平成19年11月に「パートナーシップによる地域づくり」を基本目標とする「栗東市地域福祉計画」を策定しました。

その後、福祉を取り巻くさまざまな制度改正や課題に対応するため、平成24年度に本計画を改定（「第2期栗東市地域福祉計画」を策定）し、地域福祉を推進してきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地域によるコミュニティの必要性が再認識され、日常からのつながりや災害時における要援護者への支援体制の構築を図るため、本市では平成26年度より栗東市災害時避難行動要支援者登録制度をスタートしています。

今回の改定にあたっては、平成29年1月に市民2,000人を対象に意識調査を実施し、地域の助け合いについての現状や課題をお伺いしました。また、平成28年11月より6回にわたって各団体の代表者や学識経験者、公募市民により構成する「栗東市地域福祉計画委員会」を開催し、さまざまなご意見をいただきました。自治会をはじめ、関係機関・各種団体、社会福祉協議会などとの連携・協働を図り、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていける「地域福祉」を進めていきます。

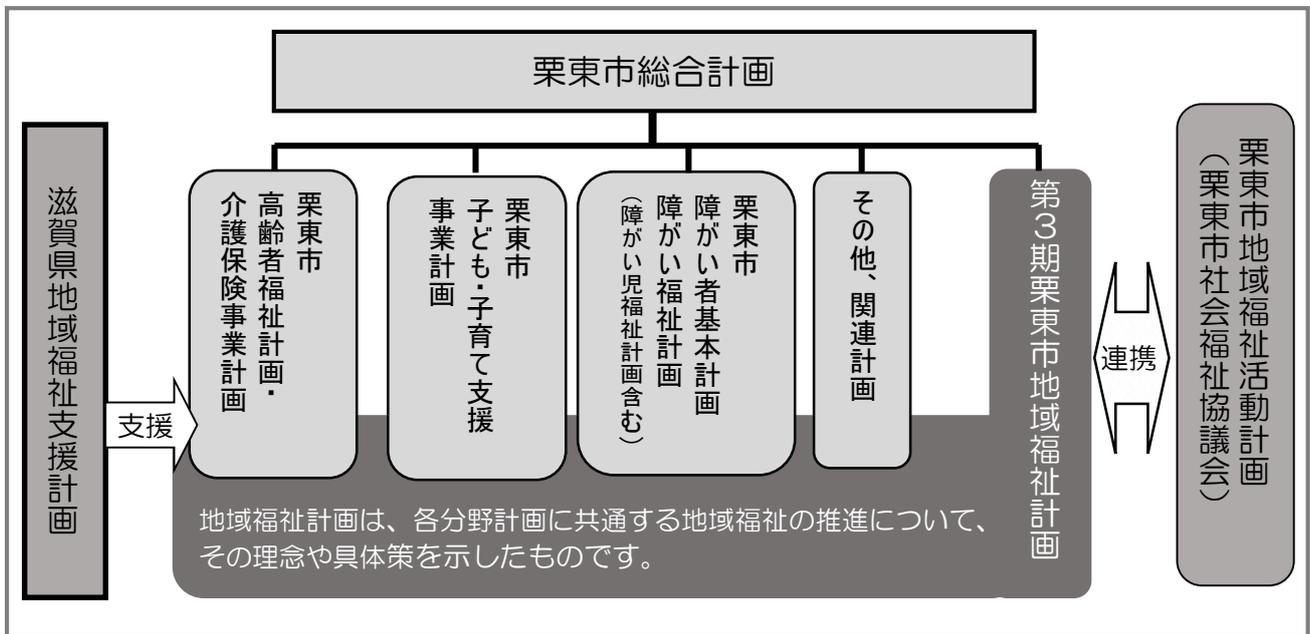
3. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条にもとづき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

また、本計画は「栗東市総合計画」をはじめ、他の福祉分野のそれぞれの計画との整合性及び連携を図りながら計画を策定しています。

計画の内容は、地域の生活に密着した地域福祉の推進のあり方を示すものであり、誰もが地域の中で安心して暮らせるように、地域ぐるみの取り組みや市の支援策についてまとめており、市民、福祉事業者、行政などが協働により推進していく上での指針となります。

【栗東市地域福祉計画の位置づけ】



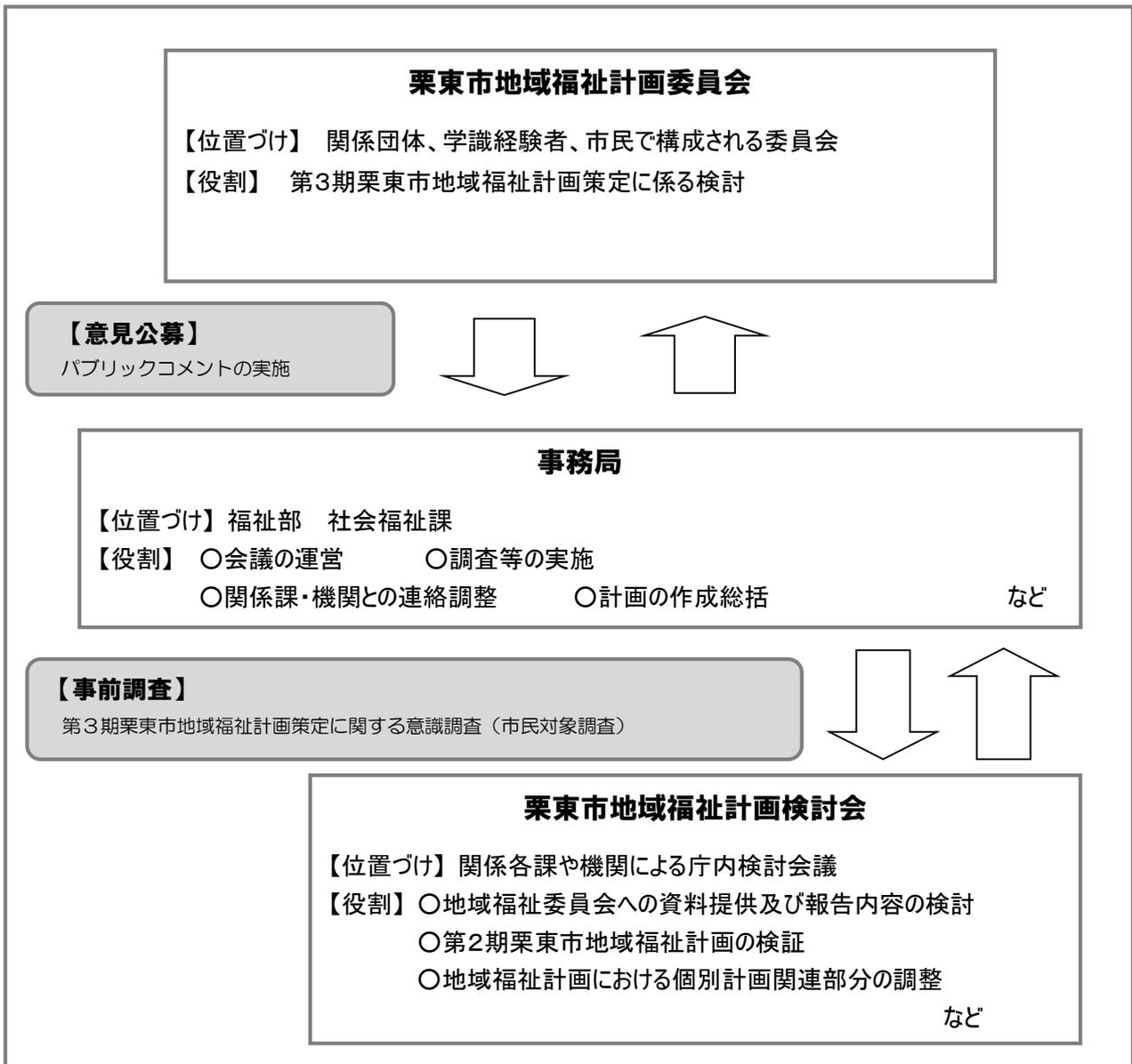
4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から 2022 年度までの5年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画策定の方法

本計画を策定するにあたっては、第2期計画の課題を整理した上で、市民を対象に意識調査を実施し、市民や関係機関等の意見を把握しました。また、具体的な課題や施策・事業について幅広く協議検討を行うため、関係団体、学識経験者、市民で構成される「栗東市地域福祉計画委員会」を設置するほか、庁内においては、「栗東市地域福祉計画検討会」を組織し、関係各課と連携を図りながら検討を行い、計画を策定しました。

■策定体制図

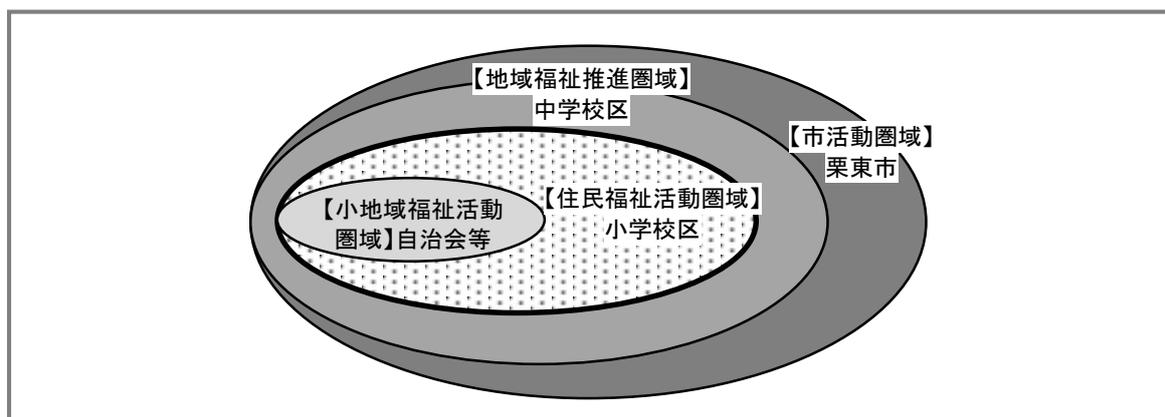


6. 地域福祉推進の圏域について

市民意識調査では、地域福祉を推進する上で身近な「地域」として、「自治会」（45.3%）と捉えている方が半数近くに及んでいます。

このことから、本計画においても、地域住民の生活に密着し、あいさつや普段の見守り活動など、地域活動を行う基礎的な圏域として自治会などの地縁団体を設定します。学校や保育園、幼稚園、公園、コミュニティセンター等が整備されている小学校区については、地域福祉を推進する中心的な圏域と位置づけ、課題に応じて、自治会等での活動のほか小学校区での活動、広域的な活動、市全域での活動を展開できるよう重層的な圏域を設定し、地域福祉を推進します。

■地域福祉推進圏域イメージ図



【小地域福祉活動圏域】

地域住民同士が連携し、小地域福祉活動を展開する最も基礎的な活動圏域と位置づけます。普段のあいさつや高齢者の見守り活動、自主防災活動等、「顔のみえる関係づくり」を行いやすい利点を活かして、身近なパートナーシップによるネットワークを形成する圏域と位置づけます。

【住民福祉活動圏域】

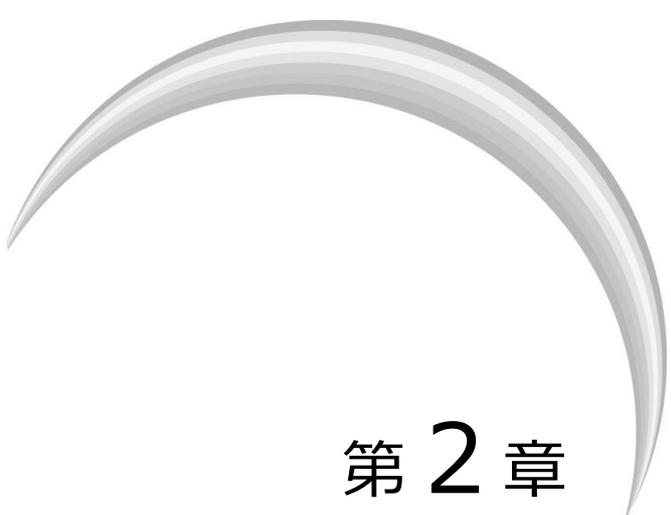
学校や保育園、幼稚園、公園、コミュニティセンター等が整備されている小学校区については、地域福祉を推進する中心的な圏域と位置づけ、行政のコミュニティ施策や子育て支援の施策などとも連携しやすい利点を活かし、住民福祉活動を推進する圏域と位置づけます。

【地域福祉推進圏域】

福祉拠点施設（老人福祉センター・地域総合センター・地域包括支援センター）に専門職を配置し、多様な活動をしている市民・ボランティア・NPO法人などをつなぐ場として、広域な地域福祉ネットワークを形成する圏域と位置づけます。専門職を中心に、さまざまな地域課題に取り組みます。

【市活動圏域】

社会的な資源が整っており、各小学校区、ネットワークの活動が集約された圏域と位置づけます。また、市街地区、郊外地区、山間地区など、異なる地域特性に応じた地域福祉活動や施策の展開を図っていくことが重要であることから、市全体の調和を図り、総合的な立場で施策の展開・調整・推進を図る役割を持つものとします。



第2章

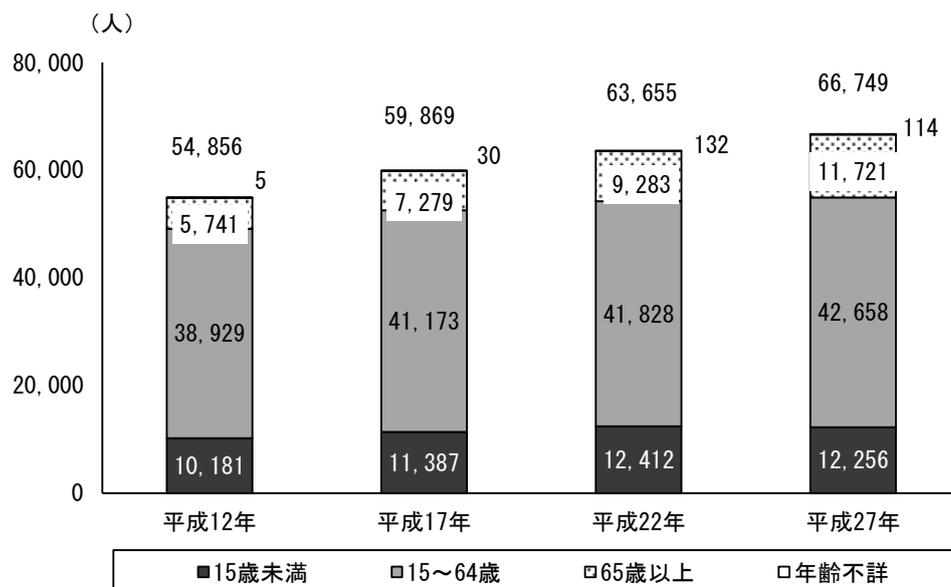
栗東市を取り巻く現状と課題

1. 現状から見た特徴と課題

(1) 人口の状況

①年齢3区分別人口の推移

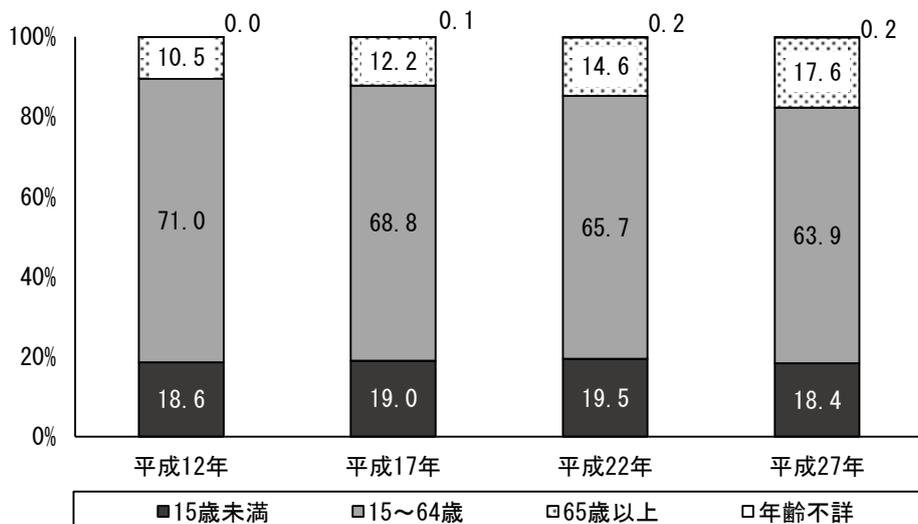
15～64歳、65歳以上の人口は増加してきています。15歳未満人口は平成22年までは増加していましたが、平成27年には減少に転じました。



資料：国勢調査

②年齢3区分別人口比率の推移

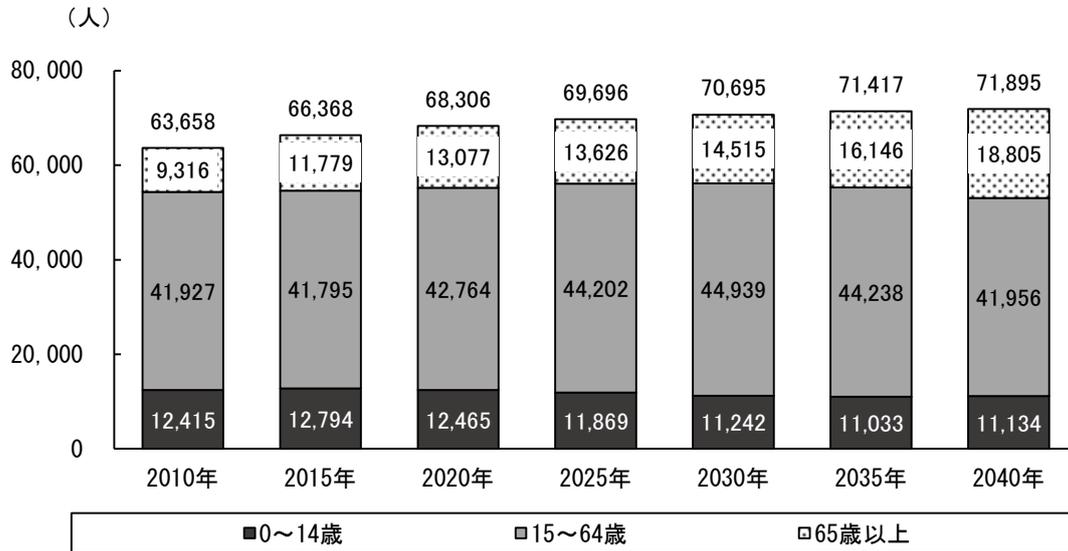
年齢3区分別人口比率の推移では、65歳以上の人口比率は高まってきています。15～64歳の人口比率は徐々に低下してきています。15歳未満の人口比率は平成22年までは上昇していましたが、平成27年には低下しました。



資料：国勢調査

③将来人口推計（年齢3区分別人口）

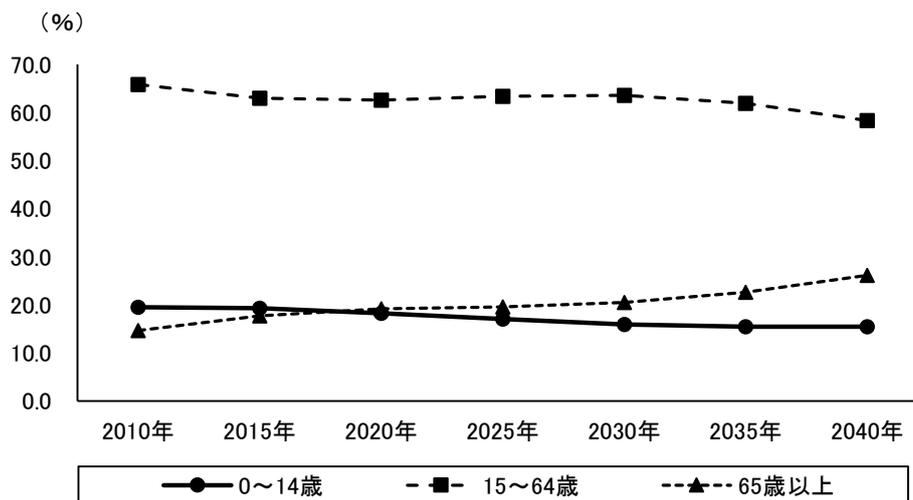
社会保障人口問題研究所による2010年を基準とする将来人口推計では、2040年にかけて人口が増加していくと見込まれています。しかし、人口構成では、65歳以上の高齢者人口が増え、15歳未満の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口は減少すると見込まれています。



資料：栗東市人口ビジョン

④将来人口推計（年齢3区分別人口比率）

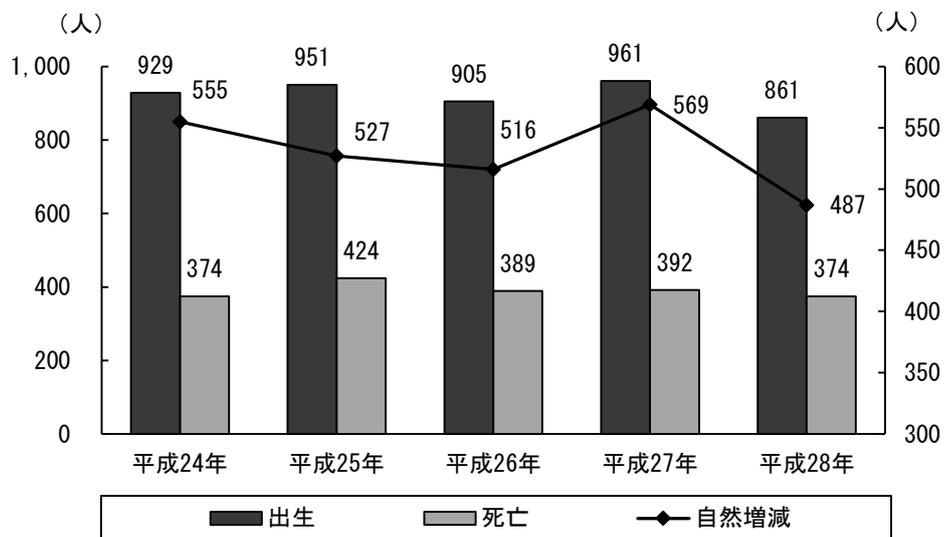
年齢3区分別人口比率の将来推計では、14歳以下の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口比率は下降し、65歳以上の高齢者人口の比率が上昇していくと見込まれています。



資料：栗東市人口ビジョン

⑤自然動態（出生・死亡数）の推移

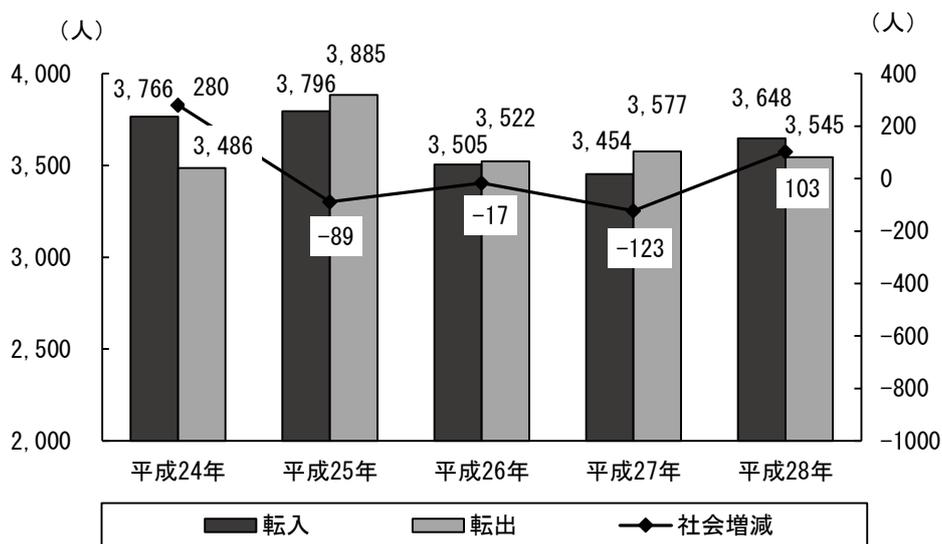
出生数が死亡数を上回る状況が続いています。しかし、平成28年の出生数が861人と前年に比べると100人少なくなっています。



資料：栗東市統計書

⑥社会動態（転入・転出数）の推移

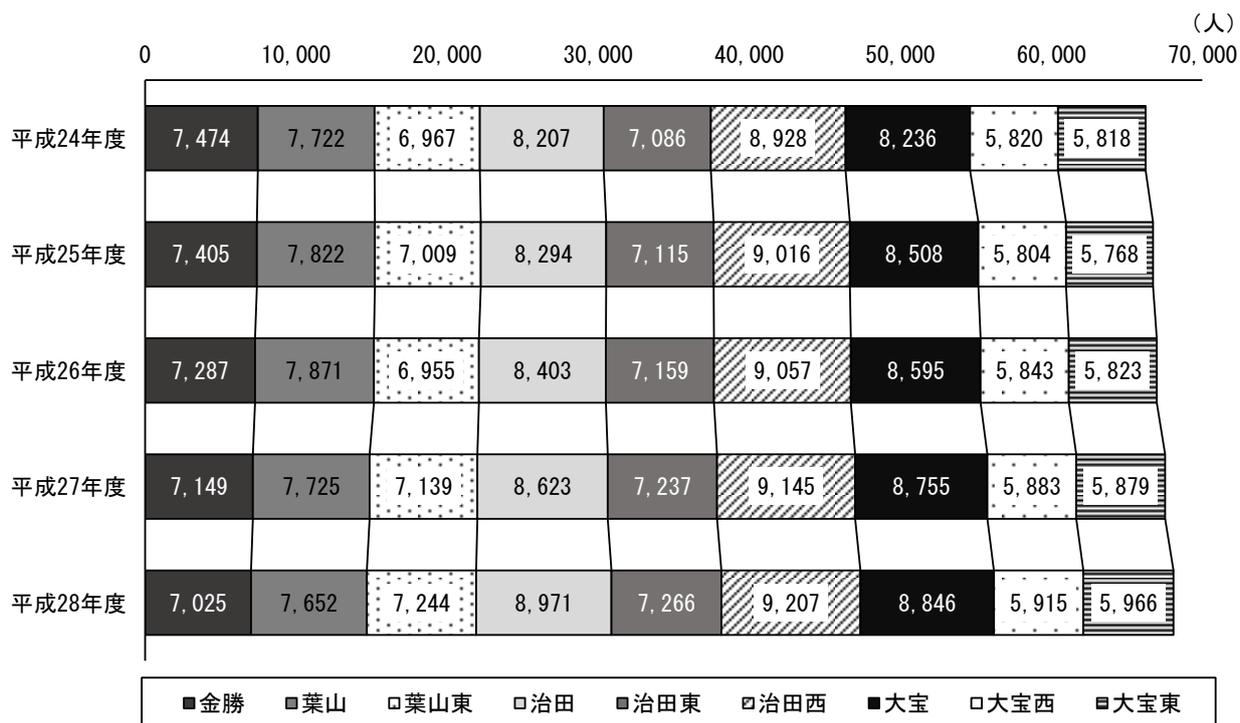
平成24年は転入が転出を上回っていましたが、平成25年から平成27年にかけては転出が転入を上回る状況となり、平成28年には再び転入が転出を上回っています。



資料：栗東市統計書

⑦小学校区別人口の推移

平成28年度の人口が平成24年度より減っているのは、「葉山」、「金勝」となっています。

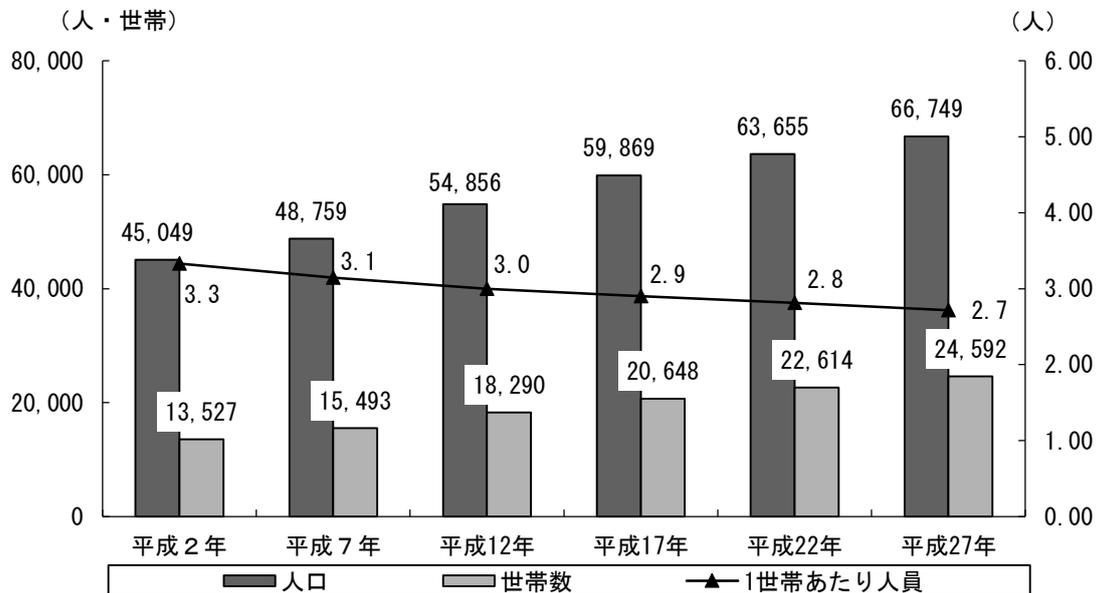


資料：栗東市統計書

(2) 世帯の状況

① 栗東市の人口及び世帯数の推移

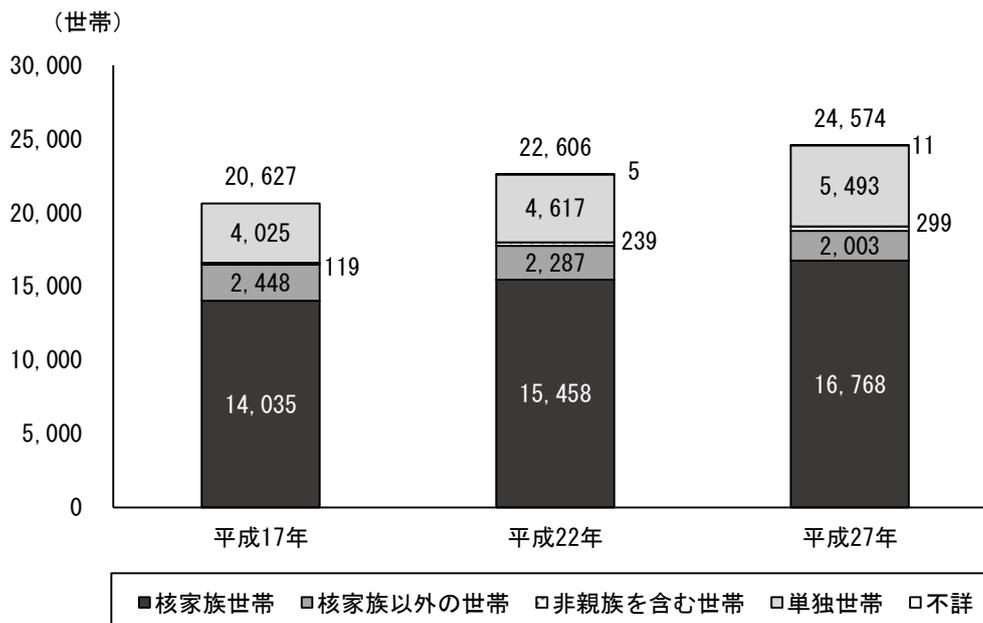
栗東市の人口、世帯数ともに増加してきています。平成27年の人口は66,749人、世帯数は24,592世帯で、平成17年と比べると6,880人、3,944世帯増加しています。



資料：国勢調査

② 一般世帯の家族類型の推移

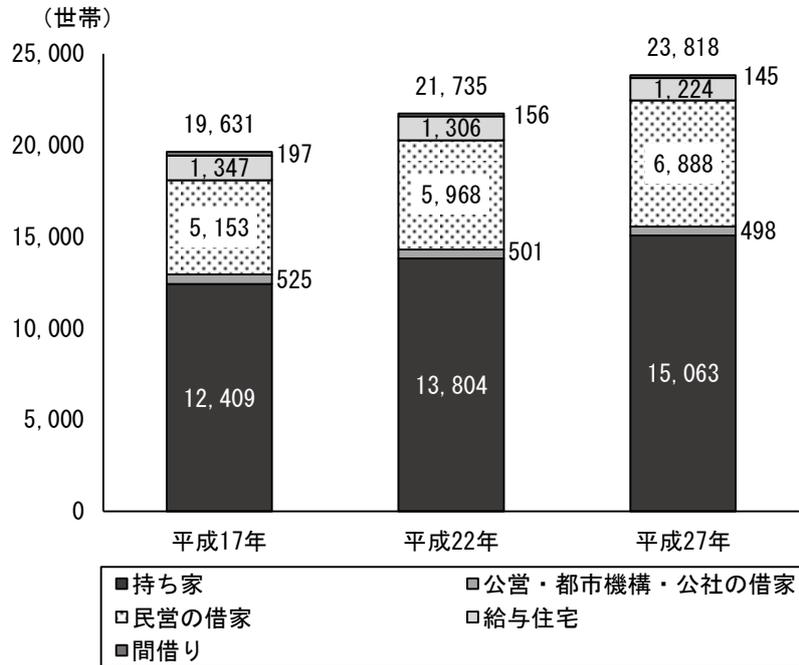
一般世帯の家族類型では、核家族世帯が過半数を占めています。核家族と非親族を含む世帯、単独世帯は増えていますが、核家族以外の世帯は減少しています。



資料：国勢調査

③住宅所有状況の推移

住宅の所有状況の推移をみると、持ち家と民間の借家が増加しています。

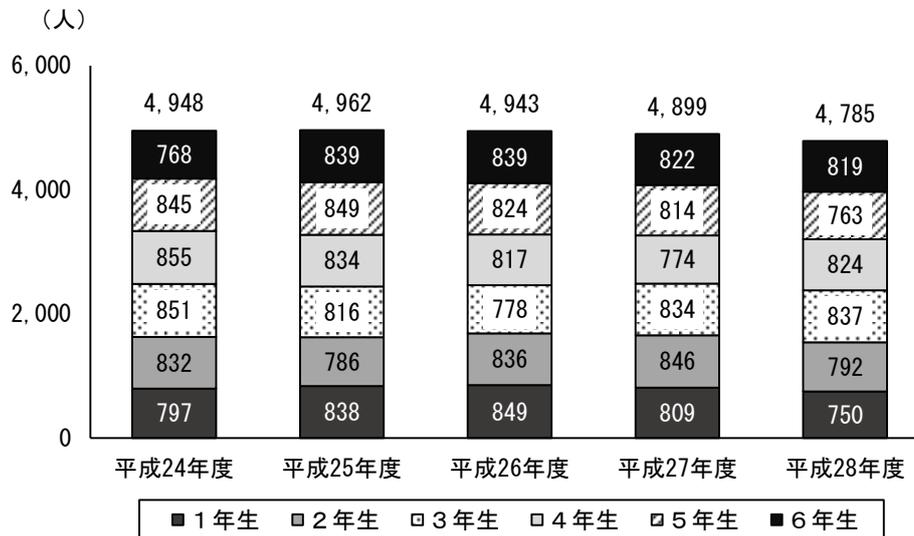


資料：国勢調査

(3) 児童・生徒の状況

① 小学校児童数の推移

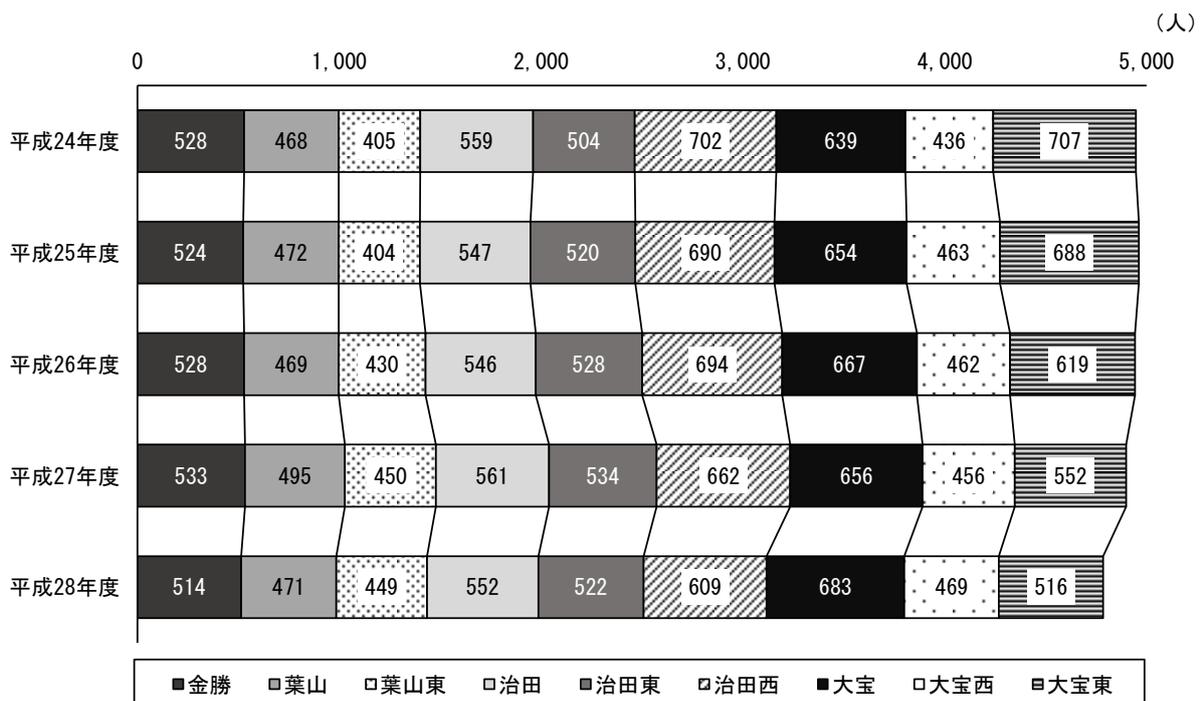
平成25年度までは小学校児童数は増加していましたが、平成26年度以降は減少してきています。



資料：栗東市学校教育課調べ（5月1日）

② 小学校別児童数の推移

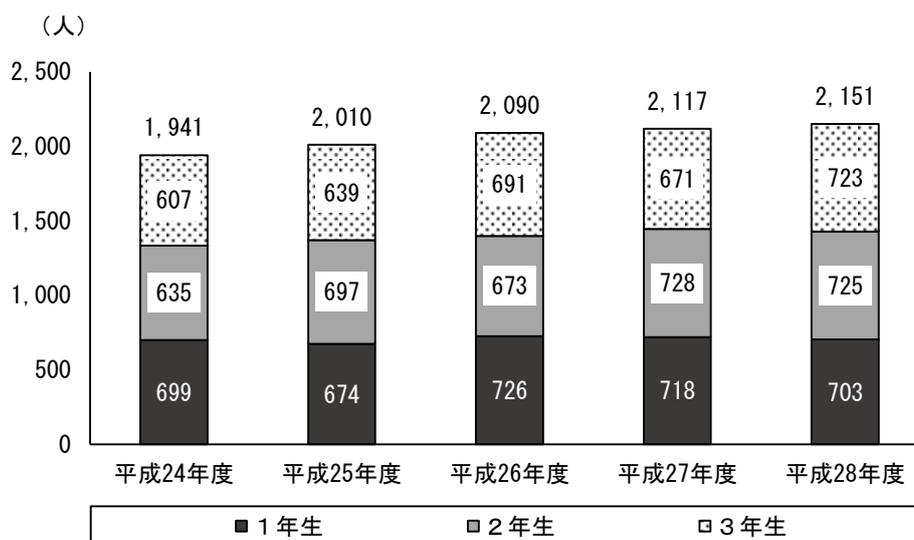
平成24年度に比べて平成28年度の児童数が増えているのは、「葉山」、「葉山東」、「治田東」、「大宝」、「大宝西」の5校となっています。児童数が減っているのは、「金勝」、「治田」、「治田西」、「大宝東」の4校となっています。特に、「治田西」、「大宝東」の減少が顕著になっています。



資料：栗東市統計書

③中学校生徒数の推移

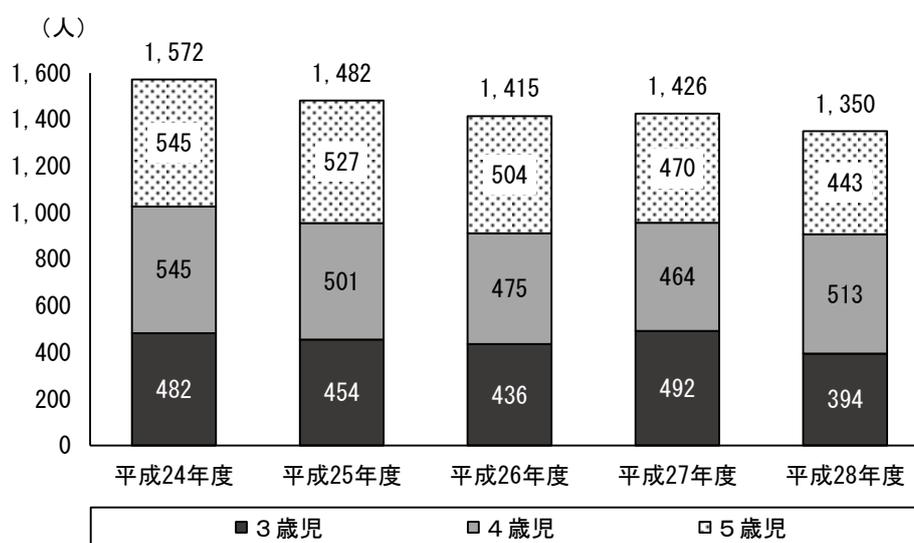
中学校の生徒数は年々、増加しています。



資料：栗東市学校教育課調べ（5月1日）

④幼稚園園児数の推移

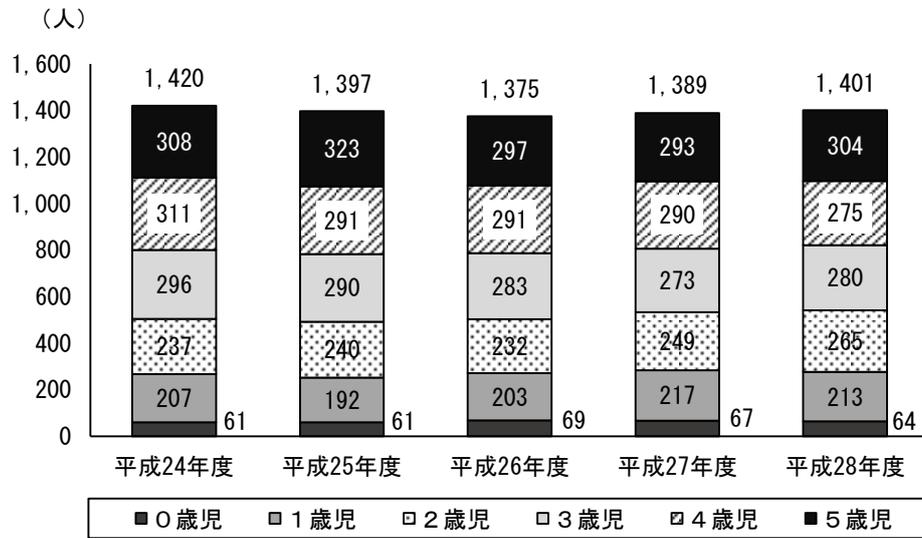
幼稚園園児数は、平成27年度に増加したものの、減少傾向にあります。



資料：栗東市幼児課（4月1日）

⑤ 保育園園児数の推移

保育園園児数は、平成26年度にかけて減少していましたが、平成27年度以降は増加しています。

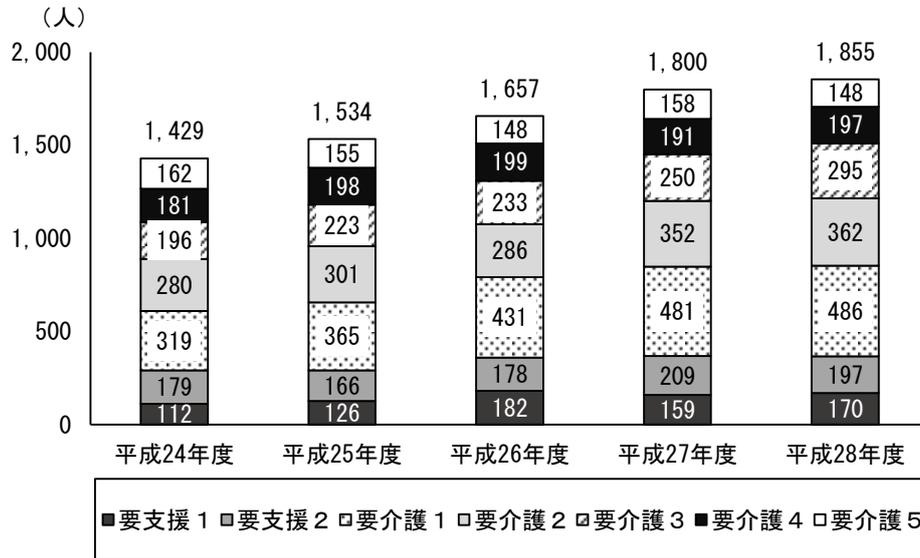


資料：栗東市幼児課（4月1日）

(4) 地域福祉を考えるための統計数値

①要支援・要介護認定者数の推移

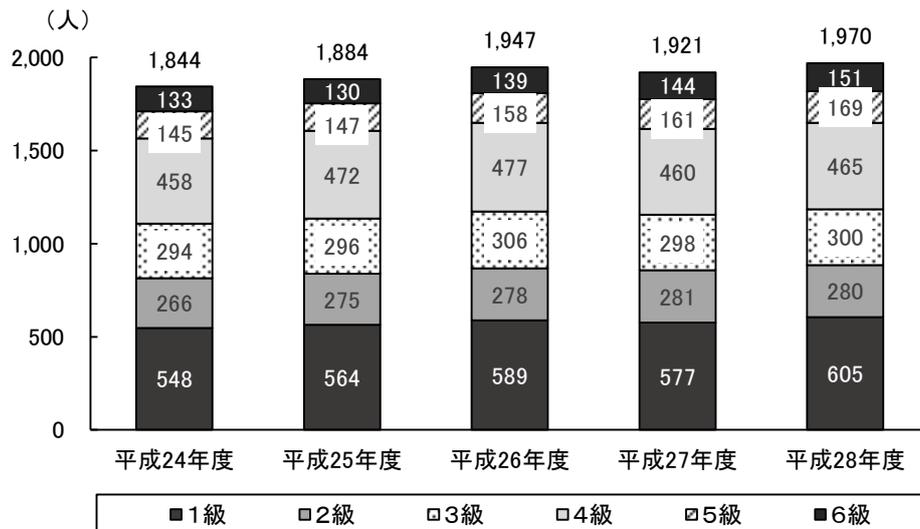
要支援・要介護認定者数は年々増加しています。平成24年度から平成28年度にかけて426人増加しています。



資料：栗東市統計書

②身体障害者手帳交付者数の推移

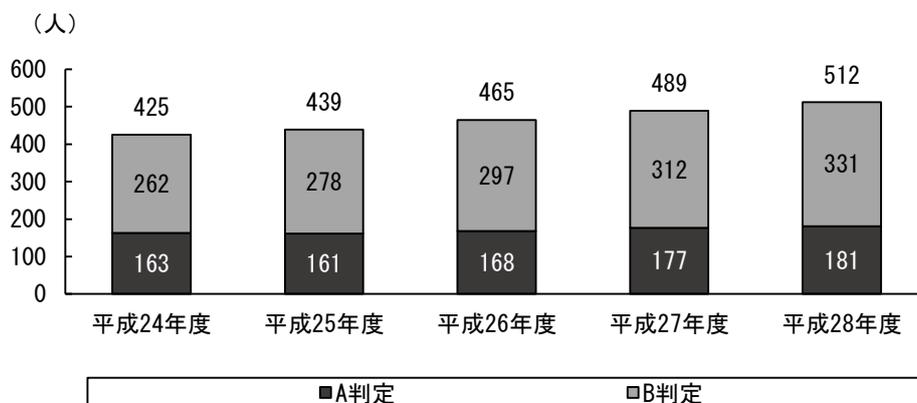
身体障害者手帳交付者数は、平成28年度は1,970人で、平成24年度に比べて126人増えています。



資料：栗東市障がい福祉計画

③療育手帳交付者数の推移

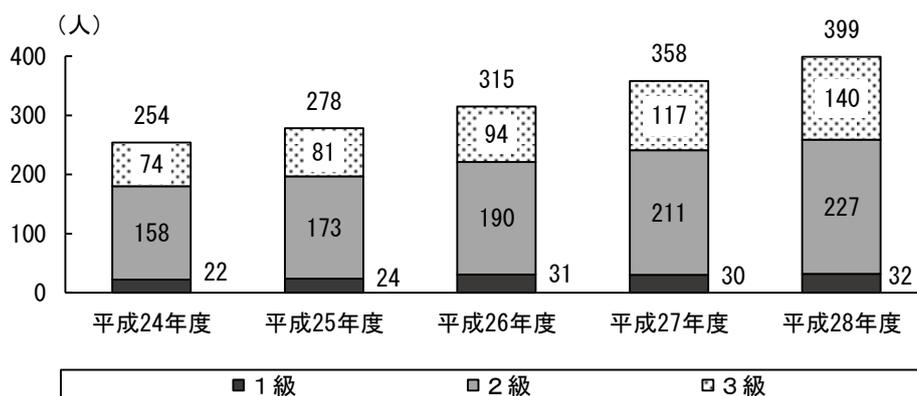
療育手帳交付者数は、年々、増加しています。平成28年度の交付者数は512人で、平成24年度に比べると87人増えています。



資料：栗東市障がい福祉計画

④精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

精神障害者保健福祉手帳交付者数も、年々増加しています。平成28年度の交付者数は399人で、平成24年度に比べると145人増えています。

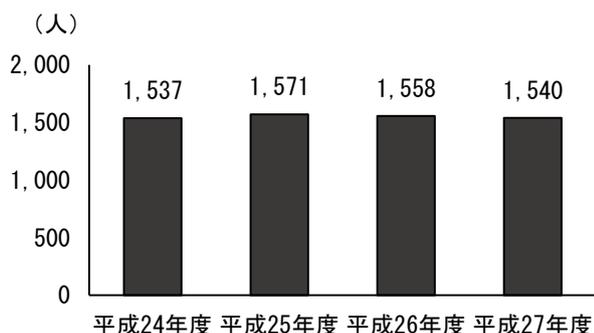


資料：栗東市障がい福祉計画

⑤ひとり親家庭福祉医療費助成者数の推移

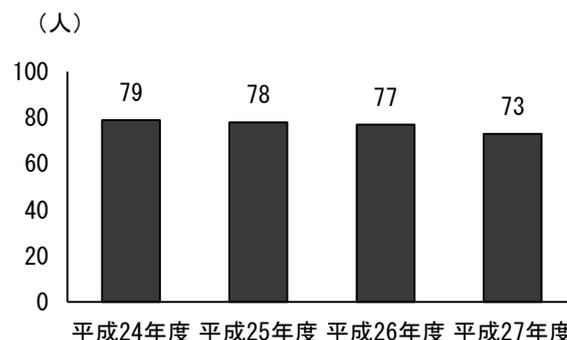
ひとり親家庭福祉医療費助成者数において、母子家庭は平成25年度まで増加していましたが、平成26年度からは減少しています。父子家庭は毎年、減少傾向にあります。

■母子家庭



資料：福祉医療費の現況

■父子家庭



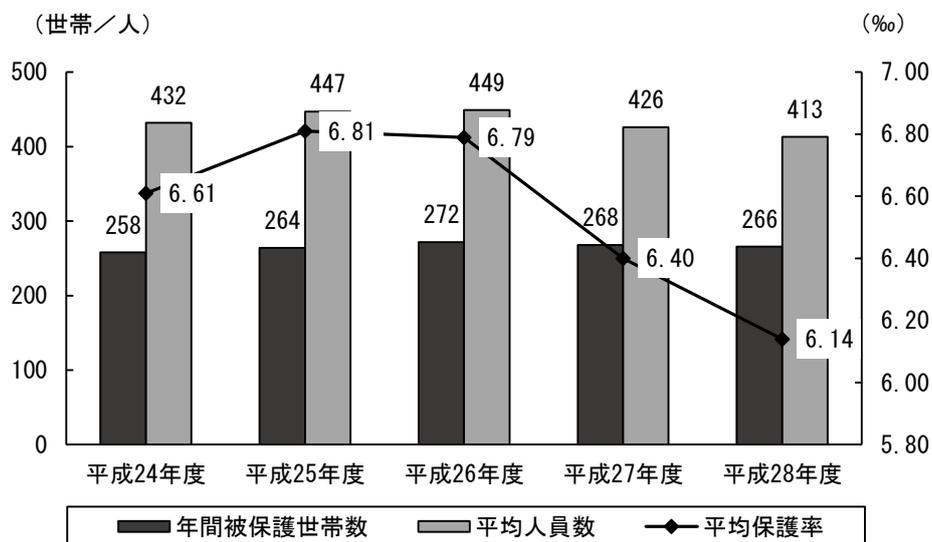
資料：福祉医療費の現況

⑥生活保護世帯の状況

年間被保護世帯数と平均人員数は平成 26 年度まで、平均保護率は平成 25 年度まで増加していましたが、それぞれ翌年度以降は減少に転じています。

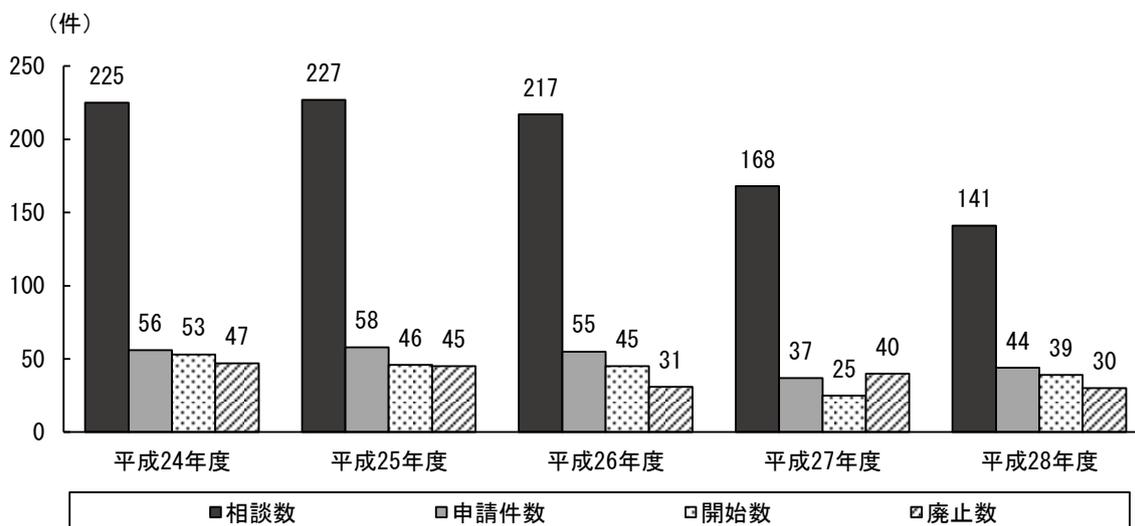
生活保護相談数は、平成 25 年度までは増加していましたが、平成 26 年度以降は減少しています。

■年間被保護世帯数、平均人員数、平均保護率の推移



資料：栗東市社会福祉課

■生活保護相談・申請・開始・廃止の推移

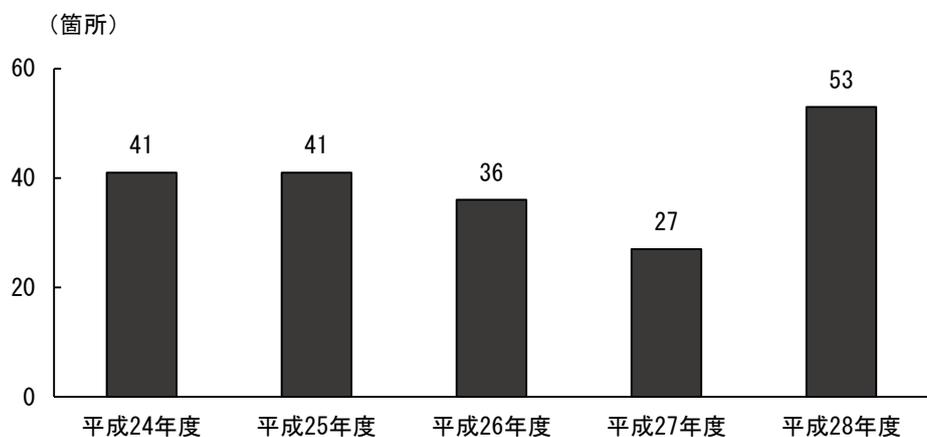


資料：栗東市社会福祉課

(5) 地域福祉を支える社会資源

①ふれあいサロン設置数の推移

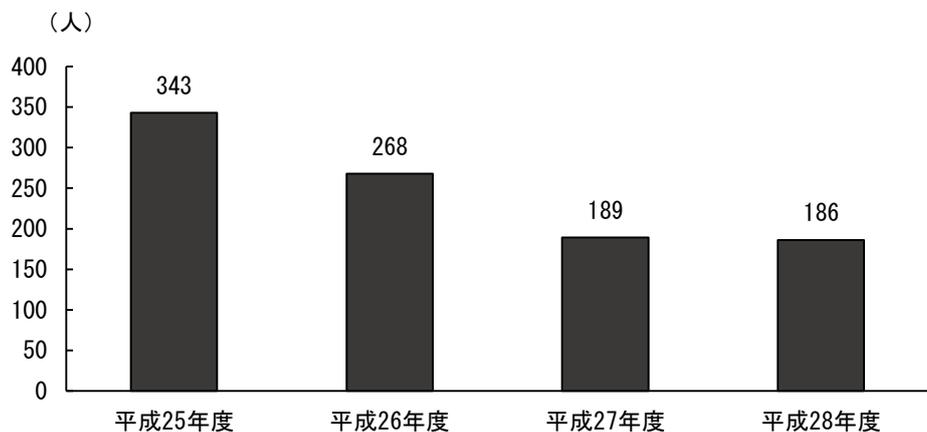
ふれあいサロン設置数は、平成27年度にかけて減少していましたが、平成28年度には大きく増えています。



資料：栗東市社会福祉協議会

②ふれあい給食サービス利用者数の推移

ふれあい給食サービス利用者数は、平成25年度には343人でしたが、平成28年度には186人に減少しています。



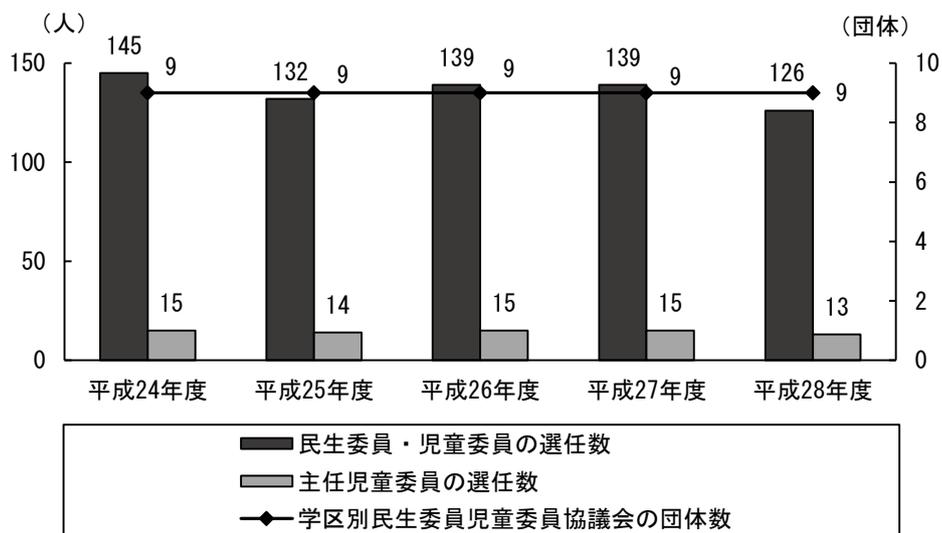
資料：栗東市社会福祉協議会

③民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員の選任数は、平成24年度には145人でしたが、平成28年度は126人に減少しています。主任児童委員の選任数も、平成28年度は13人で、平成24年度からは2人減少しています。

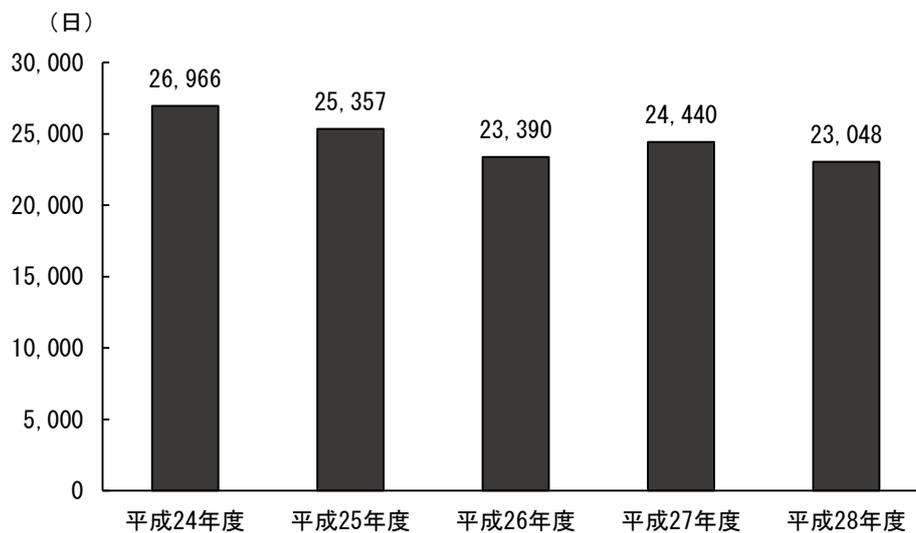
平成28年度の活動日数は23,048日で、平成24年度から4,000日近く減少しています。

■民生委員・児童委員の選任数、主任児童委員の選任数、学区別民生委員児童委員協議会の団体数



資料：栗東市社会福祉課

■民生委員・児童委員の活動日数



資料：栗東市社会福祉課

④自治会加入率

平成 28 年度の自治会加入率は、92.19%となっています。

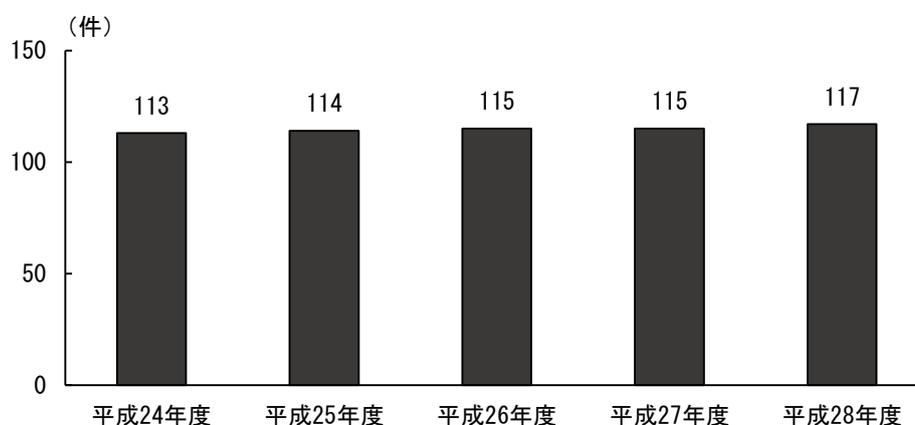
(%)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
91.56	93.94	93.62	92.19

資料：栗東市自治振興課（4月1日現在）

⑤自主防災組織設置数の推移

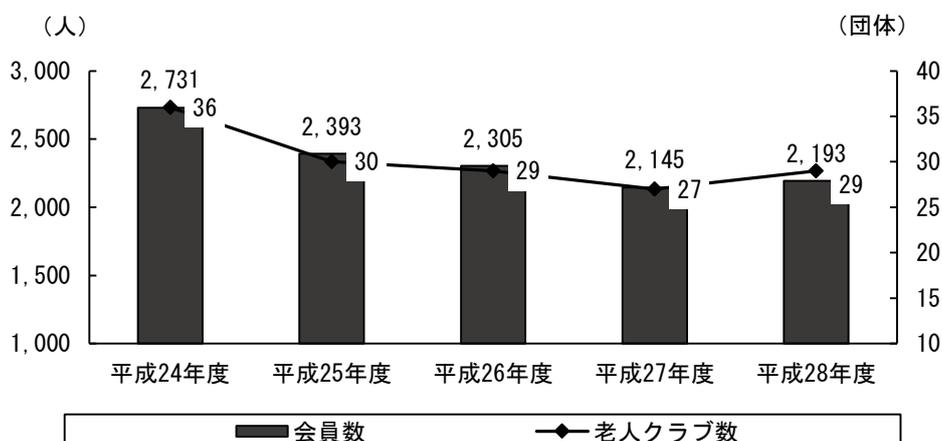
平成 28 年度の自主防災組織の設置数は 117 件で、徐々に増加しています。平成 24 年度からは4件増えました。



資料：栗東市危機管理課

⑥老人クラブの数と会員数の推移

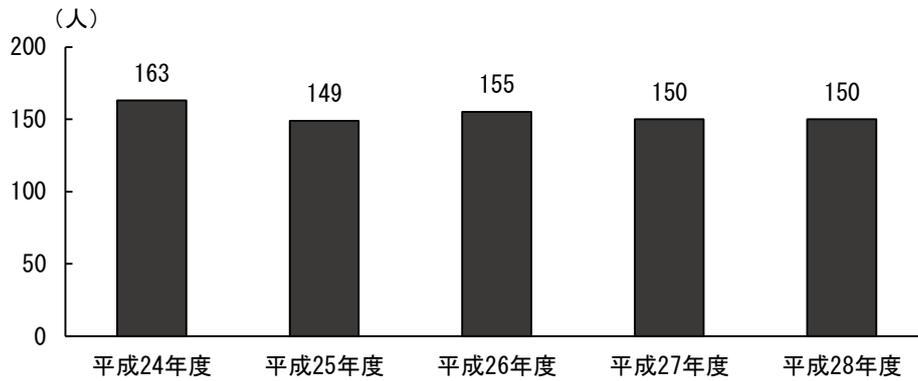
老人クラブの数及び会員数は、平成 27 年度にかけて減少してきましたが、平成 28 年度には少しですが増加しました。平成 28 年度の老人クラブの数は 29 団体と、平成 24 年度に比べて7団体減少しています。



資料：栗東市長寿福祉課

⑦健康推進員の人数

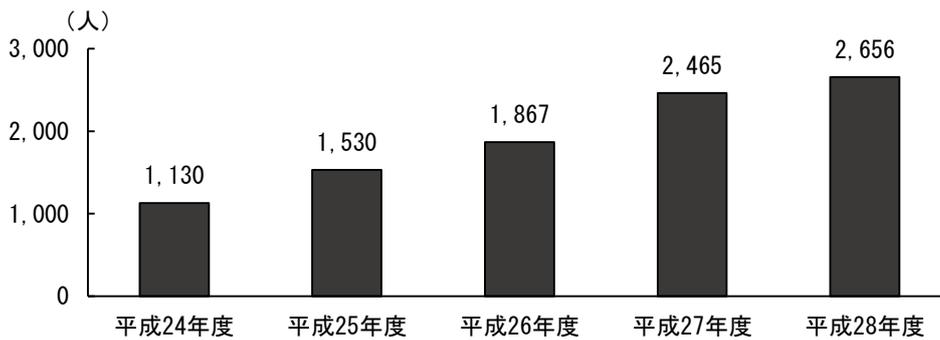
平成28年度の健康推進員の人数は150人で、平成24年度に比べて13人減少しています。



資料：栗東市健康増進課

⑧認知症サポーター数の推移

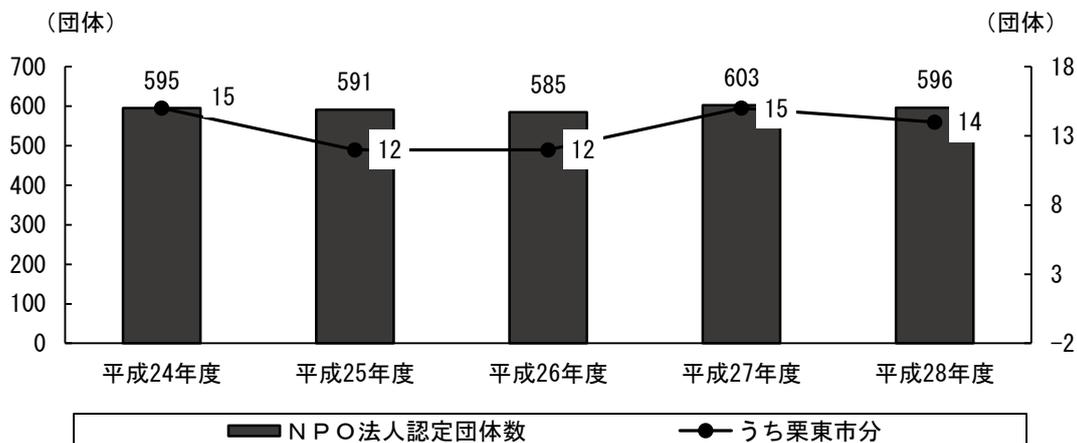
認知症サポーター数は年々、増加しています。平成28年度の認知症サポーター数は2,656人で、平成24年度に比べると1,526人増えています。



資料：栗東市長寿福祉課

⑨NPO法人認定数の推移

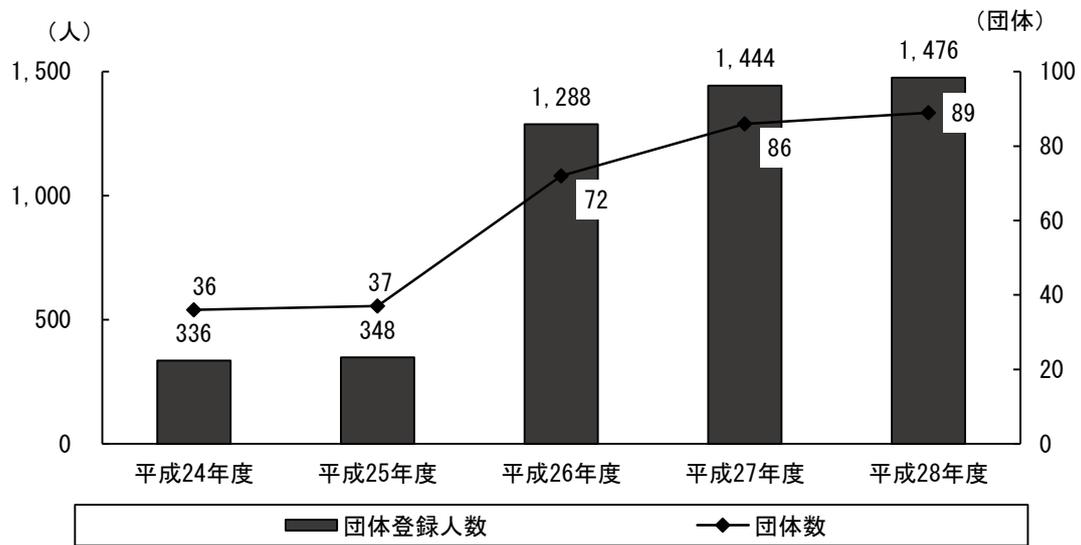
平成28年度の県内のNPO法人596団体のうち、栗東市内に所在するのは14団体となっています。年によって増減はありますが、目立った変化はありません。



資料：滋賀県県民活動・協働推進室

⑩ボランティアセンター登録団体と団体登録人数の推移

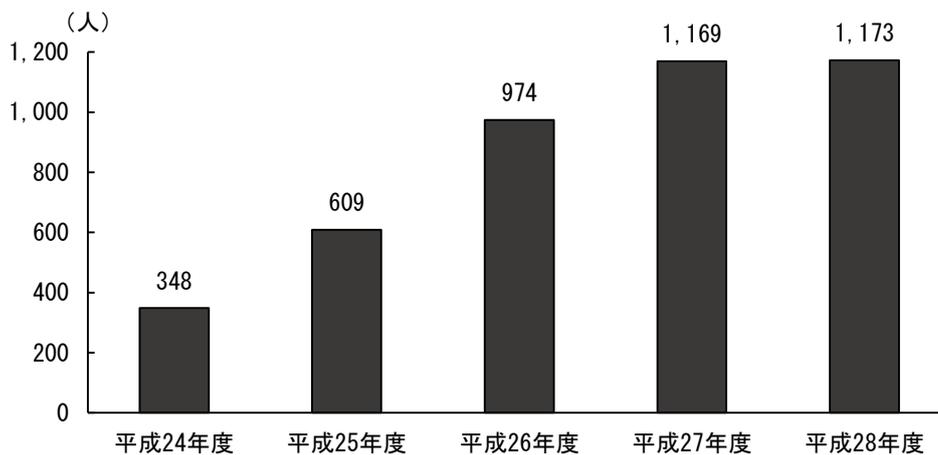
ボランティアセンター登録団体及び団体登録人数は、平成25年度から平成26年度にかけて大きく伸びています。その後も、少しずつですが増加傾向にあります。



資料：栗東市ボランティア市民活動センター

⑪ボランティア保険加入者数の推移

ボランティア保険加入者数は、平成25年度から平成26年度にかけて大きく増えていいます。平成27年度から平成28年度にかけては、ほぼ横ばいとなっています。



資料：栗東市ボランティア市民活動センター

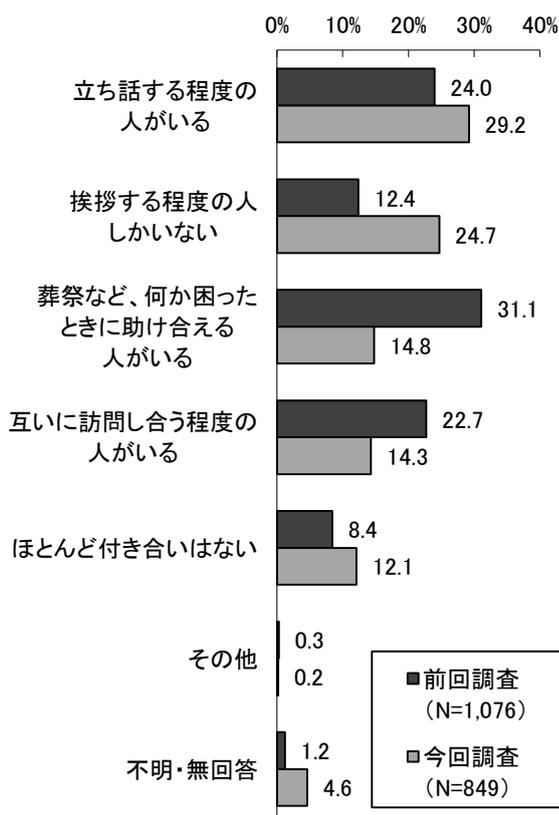
2. 市民意識調査結果について

(1) ご近所との関係・地域について

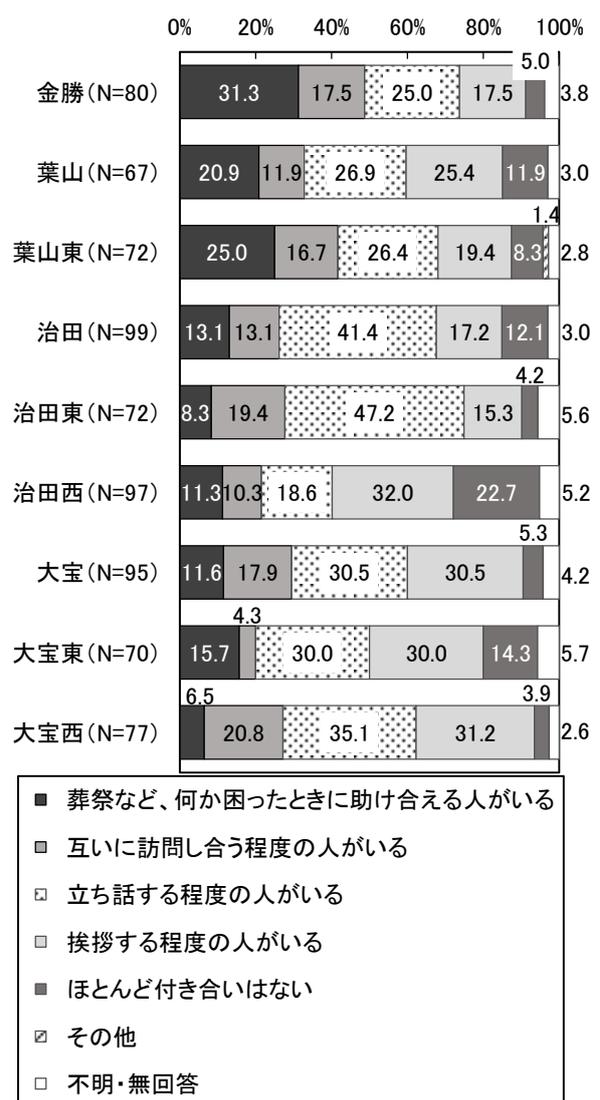
前回調査（平成 24 年度）と比較すると、ご近所との関係は希薄になり、地域への愛着も低くなっています。ご近所との関係で、「葬祭など、何か困ったときに助け合える人がいる」や、「互いに訪問し合う程度の人がある」という割合が低下し、「立ち話する程度の人がある」、「挨拶する程度の人しかいない」という割合が高くなっています【グラフ 1】。また、ご近所との関係は、小学校区別でも差が見られ、「金勝」や「葉山東」などでは「葬祭など、何か困ったときに助け合える人がいる」の割合が高いですが、「大宝西」や「治田東」などでは低くなっています【グラフ 2】。

住んでいる地域に愛着（住み続けたいと思うなど）があるかについても、「大いにある」、「ある程度ある」の割合が前回調査に比べると低下しています【グラフ 3】。「大いにある」という割合は、年代が高いほど高く、20～30 歳代は低くなっています【グラフ 4】。

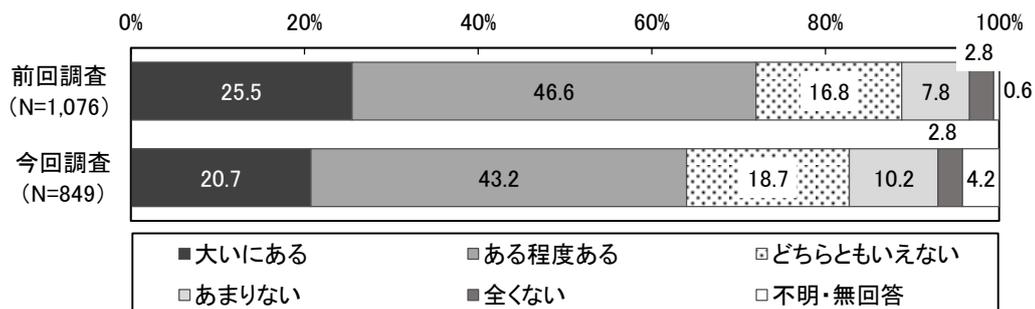
【グラフ 1】あなたとご近所との関係



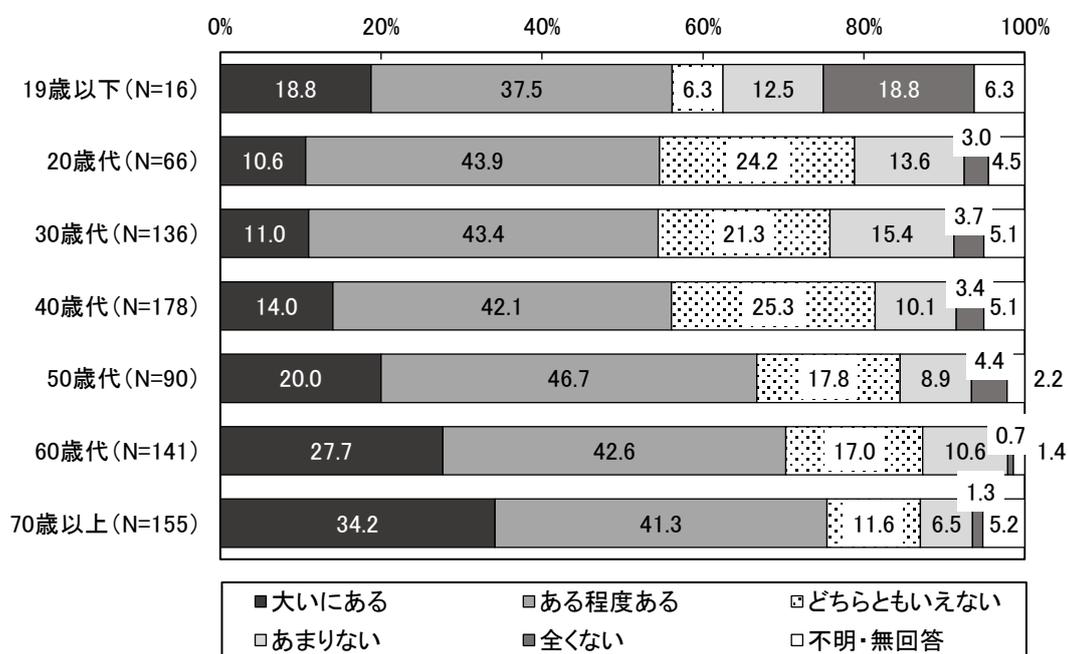
【グラフ 2】（学校区別）



【グラフ3】住んでいる地域に愛着（住み続けたいと思うなど）がありますか。



【グラフ4】（年代別）

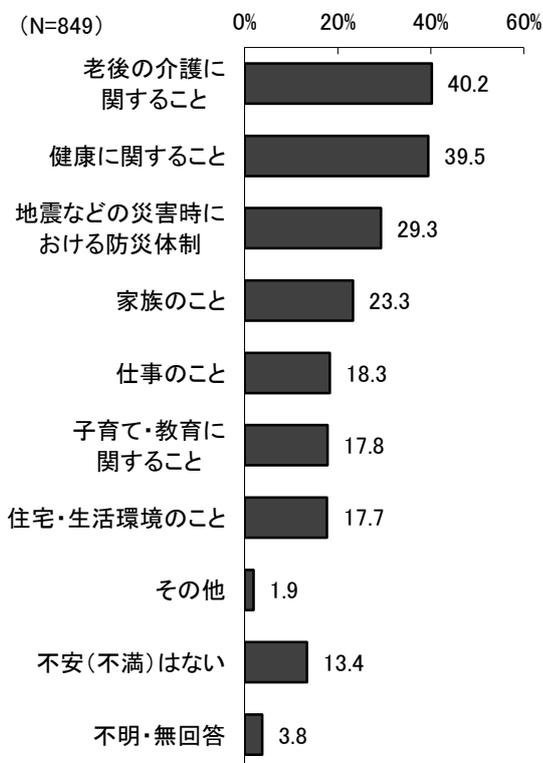


(2) 日常生活について

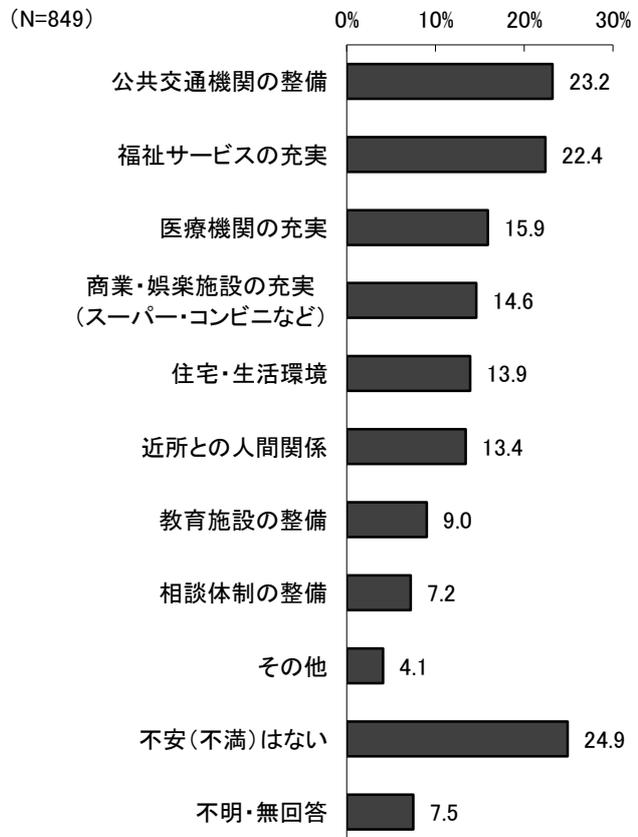
自分自身のことで不安（不満）に思っていることについては、「老後の介護に関すること」、「健康に関すること」が高い割合となっています【グラフ5】。特に、40歳代以上で高い割合となっています。30歳代では「子育て・教育に関すること」が高い割合を示し、世代間の違いが浮き彫りになっています。

住んでいる地域で不安（不満）に思っていることについては、「公共交通機関の整備」が最も高く【グラフ6】、小学校区別では「金勝」、「葉山」、「葉山東」、「治田東」で30%を超えています。

【グラフ5】 自分のことで不安（不満）に思っていること



【グラフ6】 地域のことで不安（不満）に思っていること

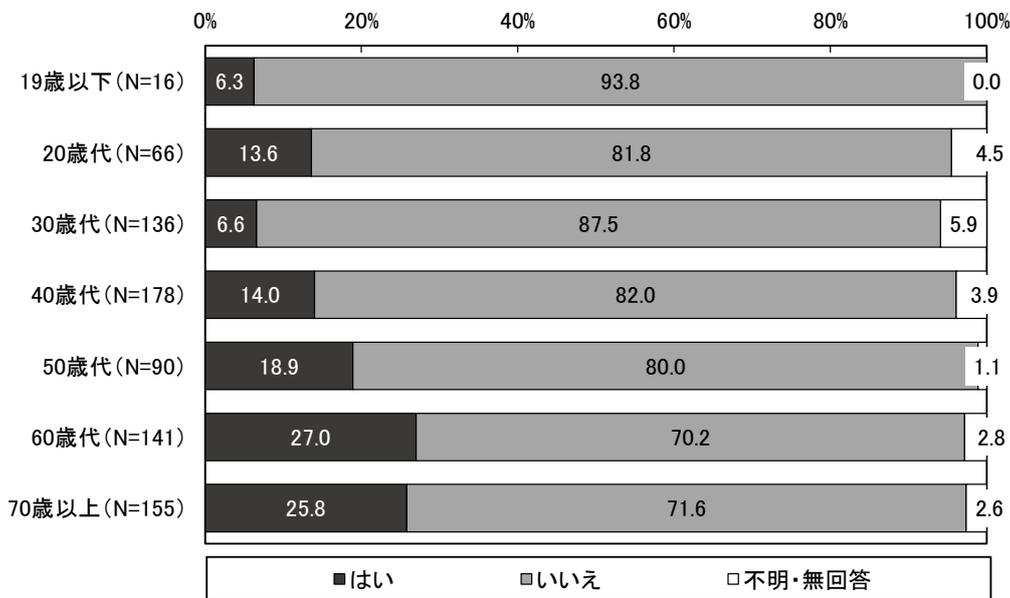


(3) ボランティア活動について

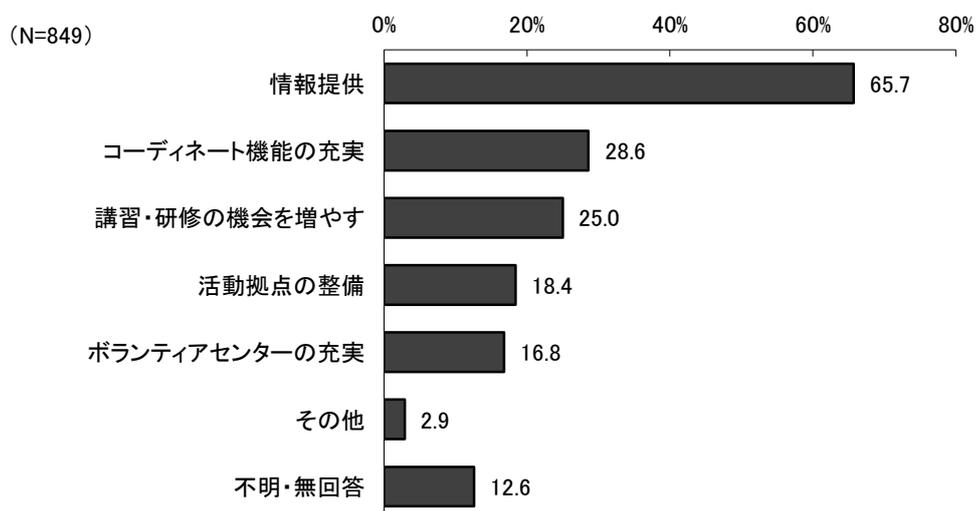
ボランティア活動への関心については、6割以上が関心があると回答していますが、実際にボランティア活動をしていると回答した人は約2割にとどまっています。年代別では、60歳代を中心に年代が高い人は参加しているという回答が多いですが、30歳代以下が低くなっています【グラフ7】。小学校区別では、「葉山東」、「金勝」、「治田東」でしているという回答が多く、近所とのつながりがあると回答した地域と重なっています。ボランティア活動に参加しない理由については、「時間がない」という回答が4割以上を占めていますが、「参加したいが、どうしてもいいのかわからない」という回答も全体で20.5%を占めています。

ボランティア活動を活発にするために栗東市が取り組むことについて、6割以上は「情報提供」と回答していますが、3割近くの方が「コーディネート機能の充実」と回答しています【グラフ8】。

【グラフ7】 ボランティア活動をしていますか（年代別）



【グラフ8】 ボランティア活動を活発にするために、栗東市が取り組むこと

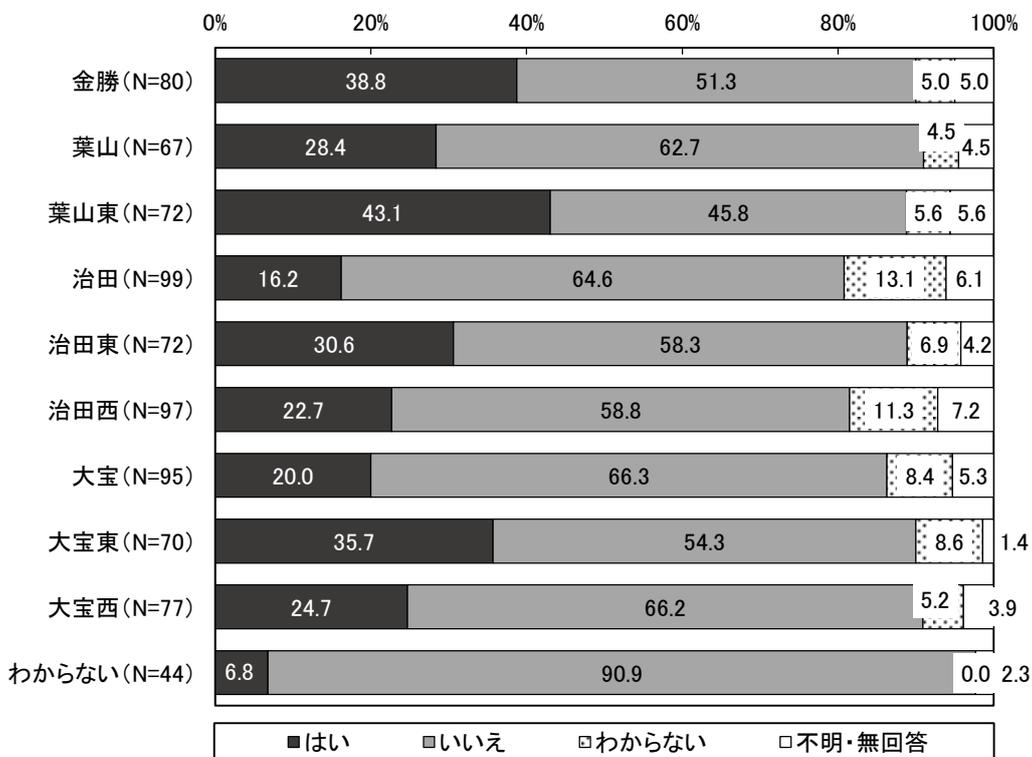


(4) 災害への備えについて

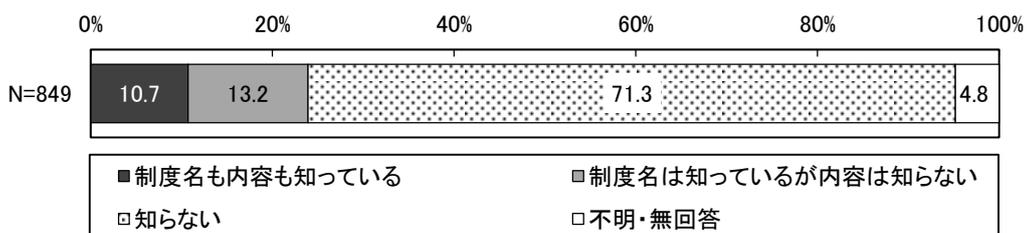
災害への備えについては、災害時の避難場所を知っているという人は7割以上と高くなっていますが、地域の防災活動に参加している人は27.0%、自主防災組織に入っている人は21.0%と低くなっています。地域の防災活動に参加しているという割合や、自主防災組織に入っているという割合は、校区によって差があり、「葉山東」や「金勝」で高くなっています【グラフ9】。この校区は、災害時に自力で避難が困難な人を知っているという割合も高くなっています。

災害時避難行動要支援者登録制度については、「知らない」という回答が71.3%を占め【グラフ10】、「制度名も内容も知っている」の割合は10.7%となっています。家族に高齢や障がいにより配慮が必要な人がいる人のうちでも、半数以上が「知らない」と回答し、一層の周知が求められます。

【グラフ9】 日ごろから地域の防災活動に参加していますか（校区別）



【グラフ10】 災害時避難行動要支援者登録制度について知っていますか



(5) 福祉のまちづくりについて

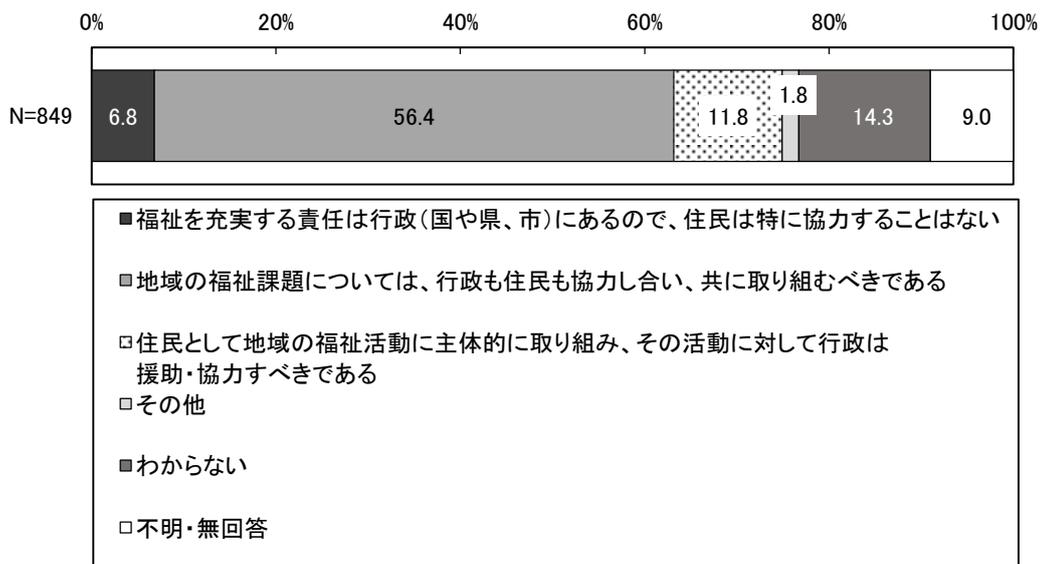
生活困窮の問題や支援制度について、約8割が「必要な制度だと思う」と回答しています。介護予防・日常生活支援総合事業については、56.9%が「知らない」と回答し、特に若い年代で「知らない」という割合が高くなっています。

福祉を充実させていくうえでの行政と地域住民の関係については、「地域の福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」が高い割合を示しています【グラフ11】。

地域での助け合いを活発にするために重要なことについては、男性は「困っている人の情報などが共有できるシステムをつくる」、「地域でボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」、「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」の割合が高くなっていますが、女性は「学校での教育や社会教育の場で福祉の学びを充実させる」、「困っている人と、助けることのできる人との橋渡し役を育成する」の割合が高く、男女で違いが見られます。

今後の居留意向については、「このまま住み続けたい」という割合が半数以上を占めていますが、転居したいと回答した方の理由では、「交通の便が悪いから」が最も高くなっています。

【グラフ11】福祉を充実させていくうえで、行政と地域住民の関係についてどのように考えますか



(注) 第2章のグラフについては、統計処理の都合上、必ずしも合計が100%にならない場合があります。



第 3 章

第 3 期栗東市地域福祉計画策定に向けた課題

1. 制度改正などにより踏まえるべきポイント

【1】地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

平成 29 年 2 月、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より、地域の相互扶助のあり方として、「縦割り」の限界を克服する必要性と、「つながり」の再構築の必要性を示した上で、改革に向けて以下の 4 つの柱が示されました。

1. 地域課題の解決力の強化
2. 地域丸ごとのつながりの強化
3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
4. 専門人材の機能強化・最大活用

具体的な内容としては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していくことや、生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、多様・複合的な課題について保健や医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなど多機関が連携し、広域で解決を図る体制を確保することのほか、高齢者や障がい者、子どもなど生活上の困難を抱える人が地域において、その人らしい暮らしを送ることができるよう、地域住民と公的支援の連動や NPO、民間企業などと協働して包括的な支援体制を構築することなどが示されています。

【2】生活困窮者自立支援法の施行

平成 26 年 3 月、厚生労働省社会・援護局長より「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」として、生活困窮者自立支援方策について、以下の通り、地域福祉計画に盛り込む事項が示されました。

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
 - (1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施
 - ①生活困窮者自立支援法にもとづく支援
 - ②関係機関・他制度、多様な主体による支援
 - (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

【3】防災・災害対策について

平成 25 年6月の「災害対策基本法」の改正により、市町村に、高齢者、障がい者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿作成が義務づけられました。平成 25 年8月には、内閣府から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されています。

【4】福祉施策との関連について

平成 26 年の「介護保険法」の改正により、介護予防や生活支援にかかるサービスについて、住民主体の多様なサービスを実施できるようになりました。買い物やごみ出し等の日常生活の支援のほか、機能訓練やミニデイサービスなどを介護予防・日常生活支援総合事業として実施できるようになり、受け皿となる地域の力がますます求められるようになりました。

子育ての分野では、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向けた取り組みが進められるようになりました。

平成 28 年の「児童福祉法」の改正では、児童虐待に対する施策が強化されたほか、児童養護施設退所後や里親委託終了後に自立して生活するための相談や支援に取り組むことが明記されました。

障がい福祉の分野でも、「障害者総合支援法」の改正により、難病患者や発達障がいに対する支援のあり方が盛り込まれたほか、平成 28 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする不利益な取り扱いの禁止や、社会的な障壁の除去のための合理的配慮について定められました。また、精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築や障がい者の「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みも進められています。

加えて、高齢者、障がい者、児童等の垣根を超えた地域包括ケアが推奨されるようになり、これらを対象とする福祉サービスを組み合わせる総合的に提供する際の事項も明確化され、今後さらに一体的な支援施策が進められようとしています。

2. 第2期栗東市地域福祉計画の検証と計画改定に向けた課題

【1】地域福祉システムの構築

- ① 人口が増加するとともに、昔からのつながりが薄れてきています。平成 27 年（国勢調査）の人口は平成 10 年と比べて1割以上増えていますが、自治会加入率は伸び悩んでいる上、民生委員・児童委員の人数、活動日数ともに減少しています。市民意識調査の結果によると、地域とのつながりが「あまりないと思う」という人が5割近くを占めています。毎年、3,000 人を超える転入者がおり、新しい住民と地域とのつながりをどのようにつくるかが課題になっています。また、3世代同居などが減少し、核家族と単独世帯が増えており、家族で支え合う仕組みも失われつつあります。家庭や地域といった従来の支え合いに加えて、あらたな支え合いの仕組みづくりが求められます。第2期計画でも、支援が必要な人と、支援する人を結びつけるコーディネーターの配置を目指していましたが、進んでいないのが現状です。地域におけるさまざまな課題を解決できる仕組みをつくるためにも、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」）などを中心に地域住民が支え合うネットワークの構築が必要です。
- ② 地域振興協議会機能の充実に取り組んできましたが、地域によって住民の参加状況や活動の充実度に関差があるのが現状です。意識調査結果でも、地域への愛着や、地域活動への参加意欲は、地域によって差がみられます。「金勝」や「葉山東」などの地域では、「葬祭など、何か困ったときに助け合える人がいる」の割合が高いですが、「大宝西」や「治田東」などでは低くなっています。住民同士のつながりが薄い地域や、交流が活発ではない地域の人に対し、いかにつながりを作っていくかが課題になっています。一方、地域とのつながりが薄いものの、ボランティアや地域の課題に関心がある人もいることから、こうした人と人を結びつけ、地域福祉の担い手として養成する取り組みも必要です。
- ③ 児童館や老人福祉センターなどを拠点にさまざまな交流や活動に取り組んできましたが、今後は、こうした活動を地域で支える仕組みづくりに結びつけていくことが必要です。子育て世帯の転入者が多く、子育て支援のニーズに応えるとともに、地縁や血縁がない核家族の子育て世帯に対する支援が必要です。また、他自治体に比べると高齢化率は低いものの、要支援・要介護認定者数は増えており、今後さらに増加が見込まれる高齢者を支える仕組みづくりも課題になっています。



第3期計画への改定に向けて

- 住民の地域への関心を高め、自治会や地域振興協議会の意義を認識してもらう取り組みが必要
- 転入者など地域との縁が薄い住民に対し、地域とのつながりをつくり、顔の見える関係を構築する取り組みが必要
- 近年の課題に対応するあらたな支え合いの仕組みづくりが必要

【2】あらゆる住民の地域福祉活動への参加の促進

- ① 意識調査結果では、福祉を充実させていくうえでの行政と地域住民との関係について、6割近くが「地域の福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべき」と回答し、住民意識の高さが示されています。一方で、市民活動やボランティアへの関心の高さに比べ、実際にボランティア活動をしているという割合は低く、潜在的なボランティア希望者（活動の意向者）を掘り起こす必要があります。特に、情報提供やコーディネート機能の充実などにより、ボランティアの参加が低い若い世代に対する効果的なアプローチが求められます。また、介護保険制度の改正による地域での助け合い活動を推進するためにも、定年退職者や若者のボランティアなどあらたな担い手を育成する必要があります。
- ② 意識調査結果で、地域活動に参加したことがないと回答した70歳以上の方の理由について、「人との関係をあまり持ちたくないから」や、「すべてに関心がないから」という回答が2割を超えており、ほかの年代よりも高くなっています。ボランティア活動に参加していない70歳以上の方の理由で最も多い回答は「参加したくない」で、孤独な高齢者の姿が浮かび上がってきます。一方で、70歳以上の25.8%がボランティア活動をしていると回答しており、60歳代の次に高い割合になっています。二極化が進むなかで、高齢者の孤立化を防ぐ取り組みが求められます。



第3期計画への改定に向けて

- 地域の福祉課題に取り組む人材や推進役となる人材の育成が必要
- 超高齢化を見据えた地域での健康づくりや、介護予防事業など的高齢者の孤立化を防ぐ取り組みが必要
- 若い世代や定年退職者などボランティアのあらたな担い手の育成が必要

【3】福祉の風土づくり

- ① 学校や地域など、あらゆる機会を通じて福祉に関する教育に取り組んできたこともあり、意識調査結果では、6割以上が福祉に関心があると回答しています。20歳代以下と50歳代以上で関心があるという割合が高いですが、30～40歳代ではやや低くなっています。この年代に対するアプローチが求められます。
- ②福祉や人権問題についての啓発活動に取り組んできましたが、年代により、意識には差がみられます。「地域住民が安心して暮らせるためにできること」や、「地域で生活する高齢者を支えるためにできること」などを問う意識調査に対しても、年代によって回答に違いがみられます。福祉や人権問題について、身近なことととらえ、関心を高める取り組みが必要です。



第3期計画への改定に向けて

- 地域福祉を担う人材育成の前段階として、人権や福祉への関心を高める啓発が必要
- 地域にどのような福祉課題があるのか、学習機会の充実が必要

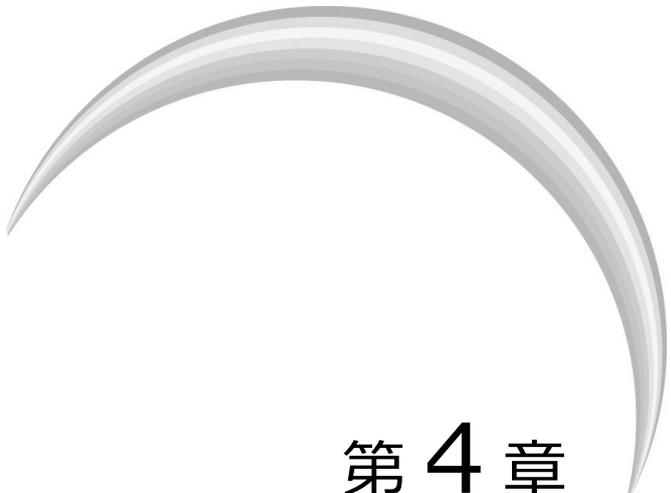
【4】地域福祉推進体制の整備

- ① 災害対策では、災害時避難行動要支援者名簿の作成は進んでいますが、自治会や民生委員・児童委員の協力のもとでの活用方法の検討や、個別支援計画の策定については、今後の課題になっています。また、意識調査結果で、「家族に高齢や障がいなどで配慮が必要な人がいる」と回答した人の中でも、災害時避難行動要支援者登録制度を半数以上が「知らない」と回答しており、一層の周知が必要です。
- ② サロン活動に取り組む地域が増え、立ち上げ支援は一定の成果がみられます。子ども食堂も社会福祉協議会や地域での自主的な取り組みも増えつつあり、子どもの居場所づくりも進められています。子どもから高齢者まで、あらゆる人が孤立せず、地域全体で支え合う体制づくりが一層、必要です。
- ③ 地域福祉を担う人材の育成には、それぞれの部署がニーズに応じて取り組んでいますが、情報共有や連携には課題があるのが現状です。地域で丸ごと支え合う仕組みを構築するためにも、さまざまな垣根を越えて情報共有や連携できる体制が必要です。
- ④ 社会福祉法人が行おうとする地域公益事業等を制度外サービスの創設へ誘導し、また法人所属の人材を貴重な地域資源として活用できるような仕組みづくりも必要です。



第3期計画への改定に向けて

- さまざまな垣根を越えて、住民や関係機関が連携し、地域課題を我が事として丸ごと支え合う仕組みづくりが必要
- 生活困窮者や引きこもり、認知症などさまざまな課題を抱える人たちを地域全体で支え合う仕組みづくりが必要



第4章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

第1期及び第2期計画においては、「パートナーシップによる地域づくり」を基本目標として、地域福祉を推進してきました。これまでの11年間で、一定の成果はみられましたが、第3期計画においては、これをさらに一歩前へ進めていく必要があります。国において、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することとしており、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進体制の確立に向けた取り組みが求められます。また、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援法の施行、近年の福祉施策の動きなどから、地域福祉の重要性が一層高まっています。第3期計画では、さまざまな施策や制度の垣根を越えて、我が事として丸ごと受け止め、地域の課題を解決する仕組みづくりに取り組みます。そのためにも、人と人のつながりを深め、ともに生き、支え合い、助け合う共生のまちづくりをめざして地域福祉を推進します。

人と人がつながる共生のまちづくり

2. 基本方向

第2期計画の課題や国の施策動向を踏まえ、地域福祉をより一層前進させるため、第3期計画では「人と人がつながる共生のまちづくり」を基本目標とし、下記の4つを基本方向として実施します。

【1】暮らしを支える豊かな地域づくり

地域福祉を推進するためには、顔の見える地域の関係づくりが不可欠です。地域は、高齢者や障がい者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠です。地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことにつながります。少子高齢社会のなかで、住民同士がつながり、支え合うことができる地域づくりに取り組みます。

【2】誰もが安心して暮らせるネットワークづくり

地域は社会・経済活動の基盤であり、多様な社会資源が存在しています。地域におけるさまざまな課題を把握したり、解決していくためには、いろいろな分野を超えて、人と資源がつながり、ネットワークを構築することが必要です。また、ネットワークを支援する専門機関の技術を向上させ、機能を強化することも求められます。地域住民と民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO 団体、社会福祉協議会、行政などが連携し、互いに情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決する仕組みをつくります。必要な人に必要な支援が届く暮らしやすい地域づくりをめざします。

【3】地域福祉を支える人づくり

さまざまな地域福祉活動を展開するためには、推進役となる人材が必要です。これまでも人材育成に取り組んできましたが、多様化する福祉課題に対応するためには、こうした福祉課題に関心を持ち、積極的に取り組む人材が必要です。啓発活動や教育、研修の充実に取り組むことにより、地域の核となる人材を育成するとともに、地域福祉を担う人づくりに取り組みます。定年退職をした人や若者、また福祉分野だけでなくさまざまな分野で活動する人たちにアプローチをし、人材の発掘と養成に取り組めます。

【4】安全・安心なまちづくり

近年の子どもを狙った犯罪や、大規模災害などにおいては、地域住民による防災・防犯活動の効果が明らかになっています。子どもの通学時の見守り活動や地域の防犯パトロール、自主防災組織の運営など、地域の安全は地域で守るという意識にもとづく住民の自主的な活動を支援します。また、災害時に自力で避難が難しい人に対する災害時避難行動要支援者登録制度の推進や、生活困窮者の自立支援、さまざまな困難を抱えた人たちの支援も行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

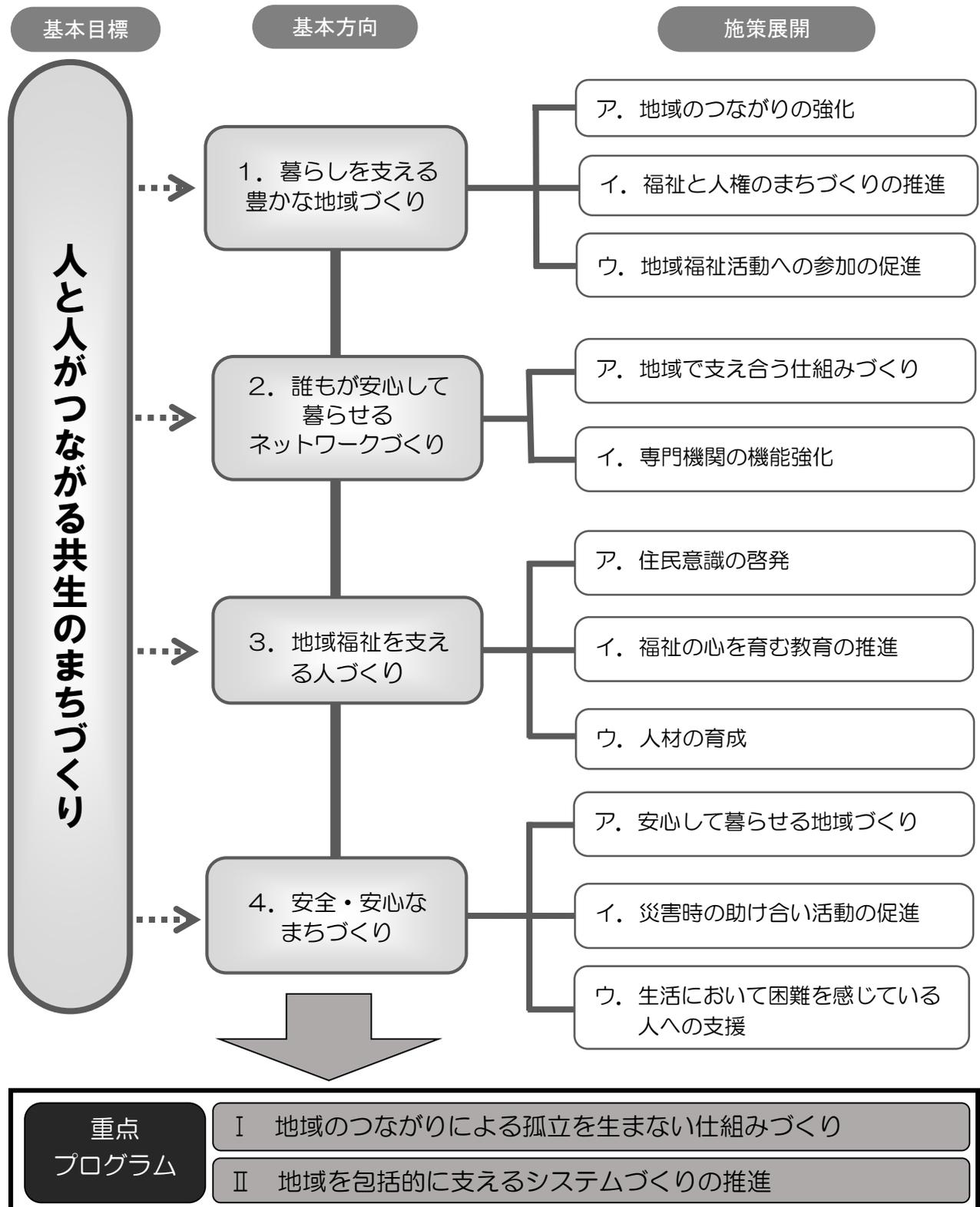
3. 重点プログラム

計画をさらに推進するため、第3期栗東市地域福祉計画においては、施策横断的な視点で以下の2つの重点プログラムを設定し、計画を推進します。

【重点プログラム】

- I 地域のつながりによる孤立を生まない仕組みづくり
- II 地域を包括的に支えるシステムづくりの推進

4. 施策体系





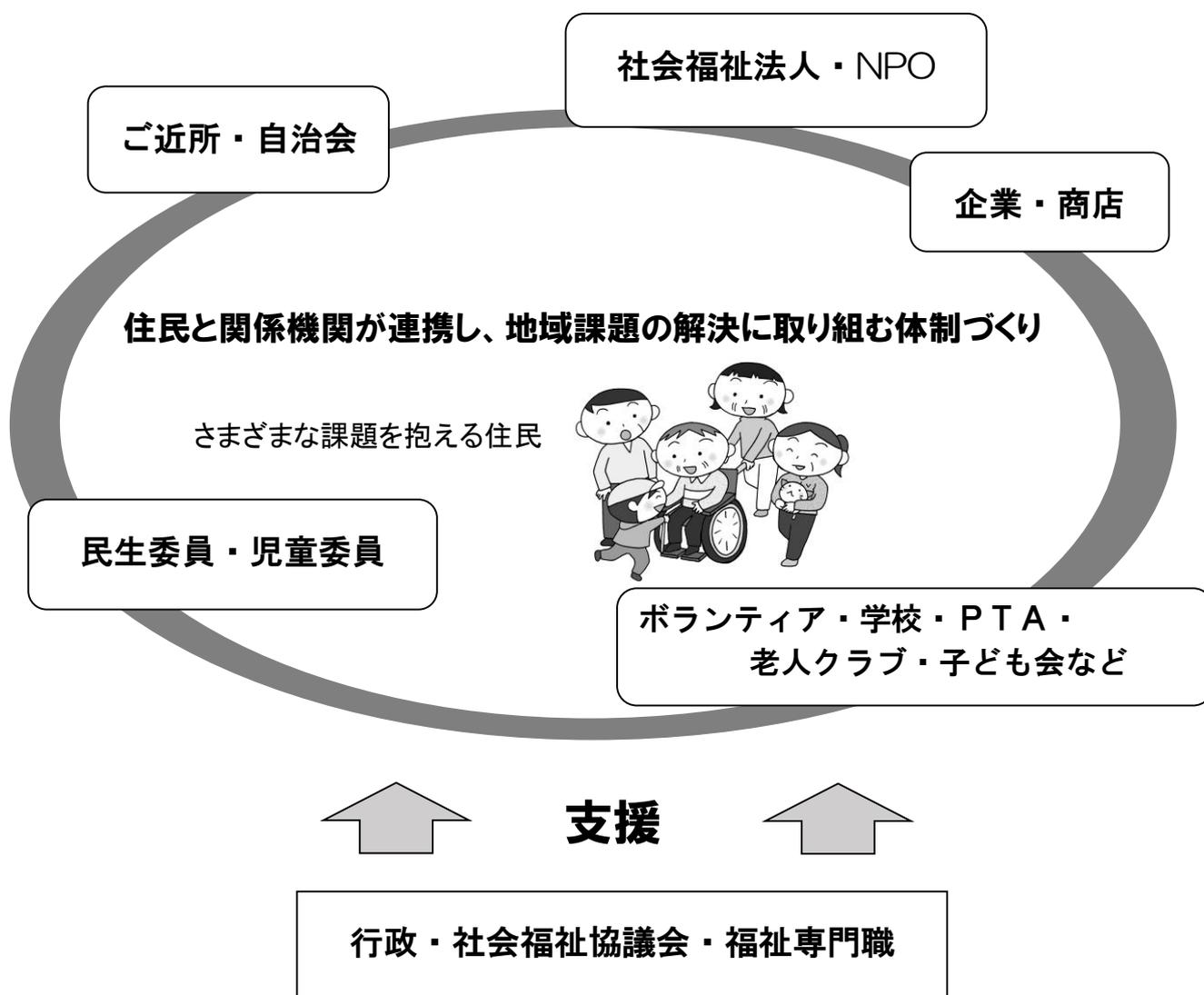
第 5 章

重点プログラム

重点プログラム I

地域のつながりによる孤立を生まない仕組みづくり

家族や地域といった、従来からの支え合いの仕組みが失われつつあるなかで、あらたな支え合いの仕組みづくりが求められています。意識調査の結果では、「地域の福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」と考える人が 56.4%を占めています。また、6割以上の人が福祉に関心があると回答し、ボランティア登録人数も増えています。地域福祉を推進するためには、こうした意欲や関心のある人たちをネットワーク化し、コーディネートをする必要があります。福祉専門職やコーディネーターを中心に、公的な制度の狭間にある人を支援したり、生活のしづらさを抱える人や、高齢者の孤立化といった地域の課題の解決に取り組むネットワークの構築を進めます。



実現に向けた取り組み

①相談窓口の充実

住民の生活上の課題や、地域のさまざまな課題をすくいあげる相談窓口の充実に取り組みます。

②福祉課題に関心を持つための啓発・学習活動

住民等が地域福祉活動に関心を持ち、さまざまな地域課題を学ぶための学習活動や、啓発活動に取り組みます。

③地域の核となるリーダーの育成

住民の中心的な役割を果たすリーダーを育成します。

④定期的な情報交換・交流の場づくり

住民の生活上の課題や、地域の福祉課題について情報を共有したり、意見を交わす場づくりを進めます。

⑤地域ネットワークによる課題解決の仕組みづくり

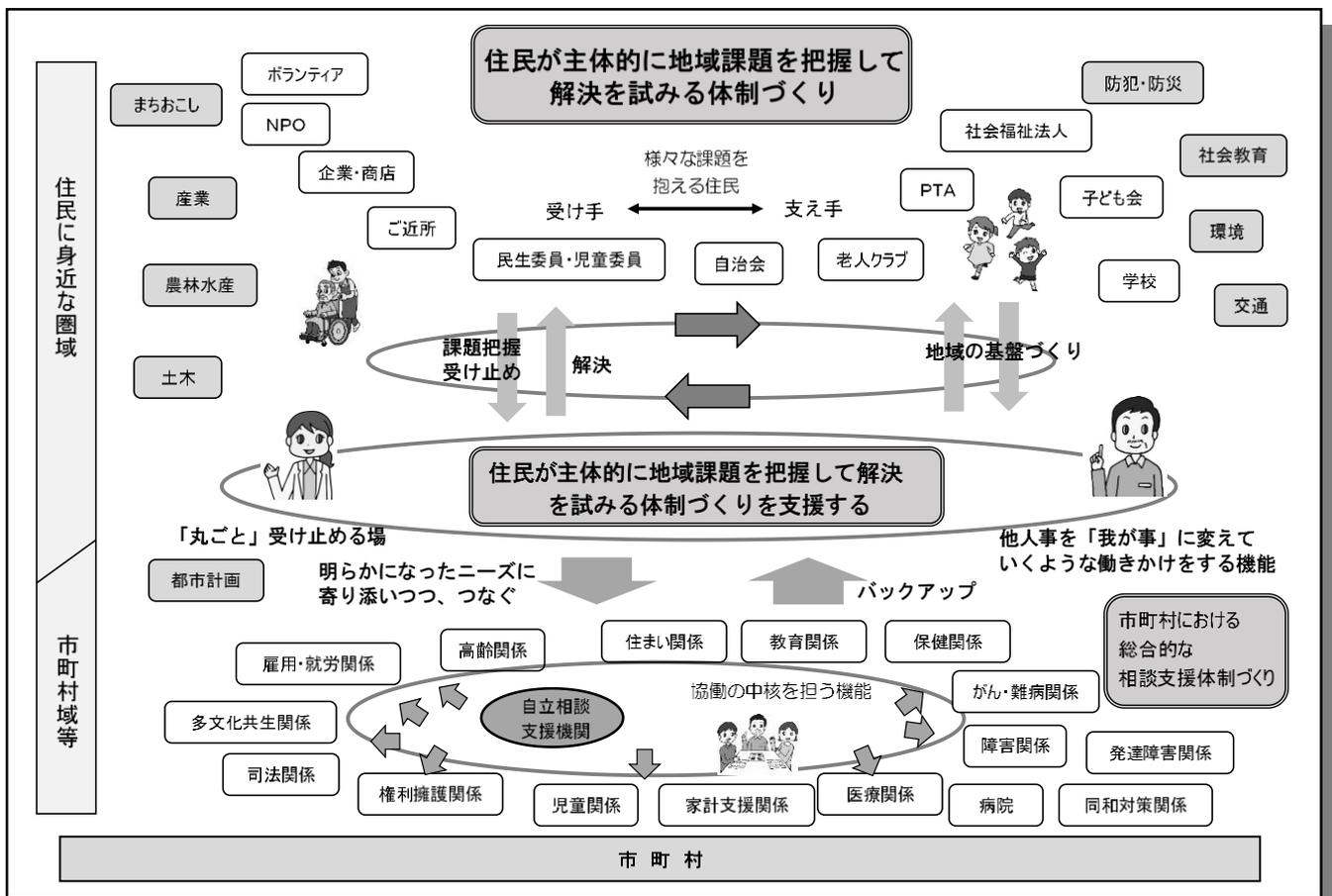
関係機関と連携し、さまざまな課題の解決に向けて取り組みます。

重点プログラムII

地域を包括的に支えるシステムづくりの推進

いつまでも住み慣れた地域で暮らせる体制の整備が求められています。そのためには、児童や障がい者、高齢者の垣根なく、支援が必要な人を包括的に支えられる仕組みが必要となります。医療機関や社会福祉事業者及び企業、地域のマンパワーを結びつけた地域包括支援体制を実現するための取り組みを強化します。「地域包括ケア」の「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障がいのある人、子ども等への支援や、さまざまな福祉課題に広げた包括的支援体制の構築に努めます。

～ 地域包括支援体制イメージ図 ～



出典：厚生労働省 社会・援護局資料を基に作成

実現に向けた取り組み

①相談支援体制の整備

支援が必要なさまざまな住民の情報を把握し、支援に結びつけられるように包括的な相談体制の整備を進めます。子育て家庭や障がい者、認知症高齢者などの生活上の課題についての相談に応じるとともに、長期入院患者、施設入所者等の地域定着に向けた相談支援体制の整備を進めます。

②地域資源の掘り起こしや支え合いの仕組みづくりをする専門職の配置

地域の調整役として専門職を配置し、さまざまな活動をする住民団体の活動を掘り起こし、生活上の困難を抱える人や、公的サービスでは対応できない制度の狭間にある人などに対する住民主体の支え合いの仕組みづくりを進めます。

③圏域での地域包括支援の拠点づくり

サービス事業者や医療、住民活動、NPOなどさまざまな機関と連携し、地域生活を支える医療やサービスが提供できるように圏域での拠点づくりを進めます。また、複合課題に対応する包括的な支援体制を構築します。

④多様な担い手によるさまざまな生活支援サービスの創設の促進

社会福祉法人を始めとする多様な担い手や機関が特徴を生かした公益事業を行うことができる仕組みづくりに取り組みます。



第6章

地域福祉推進に向けた施策の展開

1. 暮らしを支える豊かな地域づくり

ア. 地域のつながりの強化

地域福祉を推進するためには、地域のつながりが不可欠です。郷土の歴史や環境を学び、ふるさとを愛する気持ちを育てるとともに、自治会や地域振興協議会、子ども会、老人クラブなどを通じて地域の結びつきを強めます。地域の拠点での活動などを通じ、転入者や若い世代など地域との縁の薄い人を地域と結びつける取り組みを進めます。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	ふるさとを大切に する機運づくり	住んでいる地域を知り、 ふれあいや学習を通じ て、ふるさに誇りと愛 着を抱く心を育てます。	<ul style="list-style-type: none"> ・昔あそび・ふれあい遊び ・学校ボランティアとの交流 ・地域の協力による米づくり ・チャレンジウィーク ・まちづくり講座の開催 ・放課後こども教室 	幼児課 学校教育課 生涯学習課
②	地域団体の活動の 充実	自治会、地域振興協議会 等の活動を通じて、地域 のつながりを強めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動への支援 ・地域振興協議会活動への 支援 ・女性団体活動への支援 ・老人クラブ活動への支援 ・民生委員・児童委員活動 への支援 	自治振興課 長寿福祉課 社会福祉課
③	地域活動を推進す る拠点づくり	地域での活動やさまざ まな市民活動を行う拠 点活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターの 活用支援 ・コミセンだよりの発行 ・ひだまりの家を拠点とす る各種事業 ・老人福祉センターでの各 種事業 ・児童館活動の推進 	自治振興課 ひだまりの家 長寿福祉課 子育て応援課

イ. 福祉と人権のまちづくりの推進

地域福祉を進めるためには、人権意識の醸成が不可欠です。一人ひとりの人権を認めあい、互いを尊重するための啓発や教育に取り組みます。ふれあいや交流活動を通じて、差別のない暮らしやすい地域づくりを推進します。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	人権啓発・教育の推進	一人ひとりの人権を認めあい、互いを尊重するための啓発活動や学習に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発事業の実施 ・地区別懇談会の取り組み ・人権啓発リーダー講座の開催 ・障害者差別解消法についての啓発活動 ・学校における「人権教室」の実施 ・人権擁護委員・人権擁護推進員に対する研修機会の充実 	人権政策課 障がい福祉課 幼児課 学校教育課 人権教育課 生涯学習課
②	隣保館等における取り組み	隣保館や準隣保館における隣保事業を通じて、部落差別をはじめとする、あらゆる差別のない暮らしやすい地域づくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・十里まちづくり事業の啓発 	ひだまりの家 人権政策課 人権教育課
③	人権に関わる事業の推進	さまざまな事業や活動を通じて、差別のない暮らしやすい地域づくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・じんけんセミナー・市民のつどい等の開催 ・発達障がいへの理解と支援の学習会の開催 ・中学校区人権教育地域ネットワーク協議会・学区運営委員会での研修会の実施 ・生涯学習のまちづくり講座の開催 	人権政策課 子ども発達支援課 人権教育課 生涯学習課

ウ. 地域福祉活動への参加の促進

地域福祉活動に参加するきっかけとして、市の広報紙やホームページを活用して、市民にボランティア活動や地域活動について知ってもらい、関心を持ってもらうことが大切です。また、その興味や関心を実際の活動につなげていくための情報提供や活動の支援、活動団体とのコーディネートなども必要です。市民の福祉活動に対する意欲や気持ちを行動に移すことができるような環境整備や仕組みづくりに取り組みます。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	地域福祉を推進するための情報提供の充実	広報紙やホームページ、SNSなどの媒体を活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する情報提供の推進 ・地域振興協議会への情報提供 ・子育て支援センターだよりの配布 ・「子育てすくすくポイント」の配布 	自治振興課 子育て応援課 幼児課
②	ボランティア・市民活動の推進	ボランティア市民活動センターの運営や「栗東市いきいき活動ポイント事業」などを通じ、ボランティアや市民活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア市民活動センターの運営支援 ・ボランティアグループの活動支援 ・市民活動団体へのサポート講座の開催 ・栗東市いきいき活動ポイント事業の実施 ・サロン交流会の運営支援 ・生涯学習人材バンクの実施 	自治振興課 長寿福祉課 生涯学習課
③	健康づくりや社会参加の促進	いつまでも健康で暮らせるように、健康づくりや介護予防に取り組むとともに、活動を通じて地域のつながりづくりや支え合いにつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・隣保館デイサービスの推進 ・心身障害者(児)レクリエーションスポーツ大会の運営支援 ・いきいき百歳体操の推進 ・栗東100歳大学の推進 ・介護予防事業の実施 ・老人福祉センターでの軽スポーツの実施 	ひだまりの家 障がい福祉課 長寿福祉課

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
④	ふれあいの場づくり	身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人などが孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・美里の会の運営 ・サロン活動の立ち上げと運営の支援 ・老人福祉センターでの交流会の開催 ・児童館における子育てサークルへの支援 ・児童館での多世代交流 ・校庭・園庭開放による地域交流の支援 ・はつらつ教養大学 	ひだまりの家 長寿福祉課 子育て応援課 幼児課 学校教育課 生涯学習課

2. 誰もが安心して暮らせるネットワークづくり

ア. 地域で支え合う仕組みづくり

民生委員・児童委員や地域のボランティア、住民団体などが連携し、地域で支え合う仕組みづくりに取り組みます。そのためには、日ごろから地域の課題の共有や情報交換をする場が必要です。子どもや高齢者、障がいのある人などの居場所づくりを通じて、孤立させず、悩みや困りごとについて地域全体で考え、解決に向けて取り組む仕組みづくりが求められます。それぞれがつながり、顔の見える関係を築き、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	地域の連携による支援体制の構築	子どもや高齢者、障がいのある人などが、住み慣れた地域で暮らすことができる社会資源を整備するとともに、必要なサービスが提供できるように取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルパーの養成 ・手話通訳の養成・派遣 ・障がい者のサークル活動への支援 ・緊急通報システムの設置 ・児童館での子育て支援 ・民生委員・児童委員活動への支援 	障がい福祉課 長寿福祉課 子育て応援課 社会福祉課
②	子どもや高齢者、障がい者等を支援する仕組みづくり	地域の力を活用し、子どもや高齢者、障がいのある人を支援するネットワークをつくります。さまざまな活動を通じて、子どもや高齢者、障がいのある人の支援につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援の必要な子どもへの取り組み ・要約筆記者の養成とコーディネートの実施 ・高齢者のみ世帯・ひとり暮らし高齢者の把握と地域連携 ・学童保育を通じた地域の親子のつながりづくり ・要保護児童対策地域協議会を通じた支援の仕組みづくり ・シルバー人材センターを活用した子育て支援 	社会福祉課 障がい福祉課 長寿福祉課 子育て応援課
③	小学校区単位で地域の課題に取り組む仕組みづくり	地域振興協議会等と連携し、小学校区単位で地域の課題に取り組む仕組みづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興協議会等との連携 ・社会福祉協議会との連携 	自治振興課 社会福祉課

イ. 専門機関の機能強化

必要な箇所に専門職を配置し、住民主体の地域福祉活動をサポートするとともに、専門的な立場から必要な情報を提供し、支援者と支援が必要な人を結びつけることが重要です。また、支援が必要な人の情報を有している行政職員や教員、福祉専門職らが支援の必要な人を見過ごさず、必要に応じて支援につなぐことが必要です。そうしたスキルを向上させるため、研修や学習を行うとともに、相談支援体制を充実させることも大切です。人と機能の両面で、必要な人に支援が届くための体制づくりに努めます。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	支援が必要な人を見逃さない取り組みの強化	相談事業やさまざまな調査を通じ、支援が必要な人を見逃さない取り組みを強化します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉実態調査をもとにした取り組みの推進 家庭児童相談室事業 教育実態調査の実施と調査結果にもとづく取り組みの強化 児童生徒支援室の取り組み 小中学生を対象とする「ふだんの生活習慣アンケート」の実施 スクールカウンセラーの配置 スクールソーシャルワーカーの配置 たんぼぼ教室、幼児ことばの教室の取り組み 健康相談の実施 	社会福祉課 長寿福祉課 子ども発達支援課 子育て応援課 学校教育課 健康増進課
②	地域課題の解決をめざしたネットワークづくり	地域福祉推進圏域において、地域の課題を解決できる仕組みづくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> CSWの配置とCSWを中心とした地域支援ネットワークの構築に向けた支援 圏域ごとの地域包括支援センターの設置 生活支援コーディネーターを中心とする高齢者の生活支援の充実、強化 発達支援部会の開催 子ども・子育て会議を通じたネットワークづくり 	社会福祉課 長寿福祉課 子ども発達支援課 子育て応援課

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
③	地域福祉をサポートする行政の体制整備	行政や教職員等が福祉課題につながる芽を見逃さないよう、研修に取り組むとともに、必要な体制を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員や教職員への研修の実施 スパック会議(学校問題行動対策連絡会議) 	長寿福祉課 幼児課 学校教育課
④	社会福祉協議会との連携	福祉の現場において、福祉課題につながる芽を見逃さず、支援につなげるためのスキル向上に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> CSWの活動への支援 生活支援コーディネーターの配置 学童保育職員(学童保育指導員)への研修 	社会福祉課 長寿福祉課 子育て応援課
⑤	社会福祉事業者、NPO等との連携	社会福祉事業者やNPO、企業などと連携し、地域福祉を支えるネットワークをつくりまします。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業者の地域貢献の推進 NPO等との連携 シルバー人材センターの福祉事業との連携 	社会福祉課 長寿福祉課 子育て応援課

3. 地域福祉を支える人づくり

ア. 住民意識の啓発

地域福祉を支える人づくりのためには、さまざまな地域課題に興味や関心を持ち、理解してもらうことが必要です。さらに、関心を持った地域課題に取り組むために必要な研修や教育を充実させ、地域課題に取り組む人を育成します。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	さまざまな地域課題についての啓発活動の実施	ドメスティック・バイオレンス（DV）や高齢者虐待、児童虐待等、社会全体で取り組む必要があるさまざまな課題について、市民に知ってもらうよう、啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法についての啓発 ・ 高齢者虐待防止の啓発活動 ・ 児童虐待防止の啓発活動 ・ DV防止の啓発活動 ・ 発達障がいの理解についての啓発活動 	障がい福祉課 長寿福祉課 子育て応援課 子ども発達支援課
②	研修機会の充実	民生委員・児童委員や人権擁護委員等の研修を充実させ、支援の必要な人を見逃さず、支援につなげるスキルを高めます。地域でさまざまな活動をしている人に対し、地域の課題を解決できる力を養成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員、人権擁護推進員の研修 ・ 民生委員・児童委員への研修 ・ スクールガードを対象とした不審者対応等の研修の実施 	人権政策課 社会福祉課 学校教育課

イ. 福祉の心を育む教育の推進

地域福祉を担う人づくりのためには、子どものころからさまざまな機会を通じて福祉の心を養うことが大切です。障がいのある人や高齢者などとふれあい、どのようなことに困っているかや手助けできることについて体験を通じて学ぶことが求められます。家庭や地域、学校などでさまざまな学習機会の拡充を図ります。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	学校における福祉教育の推進	小中学校でのふれあい体験や福祉施設訪問などを通じて、福祉の心を養う教育を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校でのふれあい体験（車椅子・アイマスク・手話 等） ・福祉施設訪問 ・福祉職場体験学習 ・障がいのある人との交流機会の実施 ・福祉についての講演会の開催 ・学校における認知症サポーター養成講座の実施 	学校教育課
②	家庭や地域における学習機会の充実	家庭や地域において、さまざまな福祉課題について理解を深める学習機会を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座の開催 ・特別支援学級の地域交流事業 	学校教育課

ウ. 人材の育成

市民の潜在的なボランティア意識を引き出し、地域福祉を担う人材を養成することが必要です。従来からのボランティアの養成を引き続き実施するとともに、認知症サポーターの養成や、近年のさまざまな地域課題に応じたボランティアや地域活動の担い手の育成に取り組みます。元気創造まちづくり事業の実施により、市民の意欲を活動に結びつけられるように支援をします。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	ボランティア等の人材の養成、資質向上	地域課題に応じたさまざまなボランティア養成講座等の開催を行い、市民活動を自発的に展開できるボランティアの人材を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア人材の育成 ・定年退職者を対象とするボランティア活動への支援 ・手話通訳養成講座の開催 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・青少年ボランティアリーダーの養成 ・アドベンチャーキャンプ事業 ・健康推進員活動への支援 	自治振興課 障がい福祉課 長寿福祉課 生涯学習課 健康増進課
②	あらたな活動の立ち上げ支援	地域課題に応じたあらたな活動を立ち上げる意欲のある人や団体を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・元気創造まちづくり事業の実施 ・ボランティアグループの立ち上げ支援 ・生涯学習活動団体への支援 	自治振興課 生涯学習課
③	地域福祉を推進するコーディネーターやリーダーの育成	地域活動やボランティア活動のリーダーとなる人材の育成を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関わるリーダーの活動支援 ・生活支援コーディネーターの配置 	社会福祉課 長寿福祉課

4. 安全・安心なまちづくり

ア. 安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、公共施設のバリアフリー化や、移動手段の確保などの環境整備に取り組みます。また、登下校の見守りやスクールガードの活動など子どもたちを事故や犯罪から守るための地域ぐるみの取り組みを進めるほか、地域振興協議会と連携しながら、安全で安心な地域づくりに取り組みます。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	誰もが安心して社会参加・外出できる生活環境の整備	バリアフリー基本構想にもとづき、誰もが社会参加しやすいよう、公共施設等のバリアフリー化を進めます。コミュニティバス・タクシーのあり方について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段(コミュニティバス・タクシー等)の確保 ・バリアフリー基本構想にもとづく駅や公共施設のバリアフリー化の推進 	土木交通課
②	子どもを守るための関係機関の連携強化	子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、地域ぐるみで安全対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興協議会との連携によるパトロール活動の支援 ・自主防犯組織の活動支援 ・安全マップの作成支援 ・登下校の見守り活動の推進 ・中学校防犯委員による防犯ボランティア活動の支援 ・子ども110番の家の活動支援 ・スクールガード等地域ボランティアの推進 ・少年補導員の活動支援 	自治振興課 危機管理課 幼児課 学校教育課 生涯学習課

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
③	防犯対策の充実	地域振興協議会など、地域住民と協働で安全なまちづくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興協議会との連携 ・防犯パトロールへの支援 ・地域安全マップの作成支援 ・防犯情報配信システムによる犯罪発生の情報提供 ・防犯のまちづくり計画の推進 ・防犯のまちづくり審議会の開催 ・防犯出前講座の実施 ・「防犯デー」での啓発活動 	自治振興課 危機管理課

イ. 災害時の助け合い活動の促進

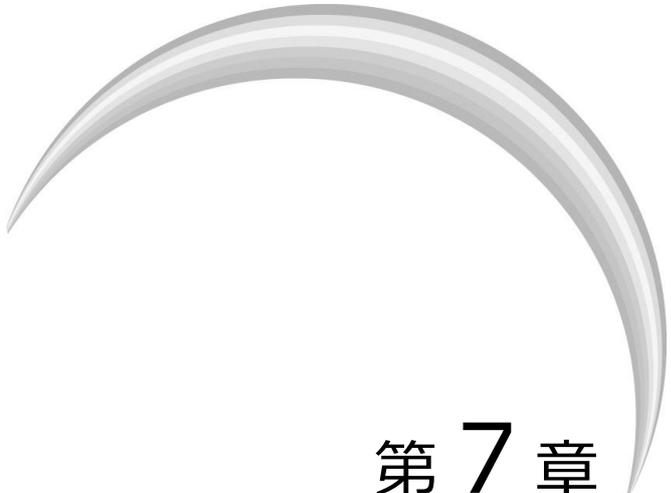
高齢者や障がいのある人をはじめあらゆる人が災害時に安心して避難できるように、栗東市災害時避難行動要支援者名簿の作成をすすめる、全体計画を作成するとともに、個別での支援計画の策定に取り組みます。災害時の避難に支援や配慮が必要な人を地域で把握し、避難を手助けし、助け合える仕組みづくりを進めます。また、自主防災組織の立ち上げや活動を支援するとともに、防災マップの作成や避難訓練などを通じて災害時の課題を把握し、災害への備えを進めます。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	災害時において誰もが安全に避難できる体制の構築	関係機関や地域住民の協力のもと、災害時において配慮が必要な人や避難行動要支援者の把握に努めるとともに、誰もが安全に避難できる体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の適時更新 ・災害時避難行動要支援者支援登録制度の推進 ・災害時避難行動要支援者登録台帳の活用 ・避難支援プランの作成 ・福祉避難所の体制整備 	危機管理課 社会福祉課
②	減災に向けた意識の向上	市民一人ひとりの防災意識を高め、減災につなげるとともに、地域での防災対策の実施に向けて支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の立ち上げと活動への支援 ・防災マップの作成支援 ・災害時の情報発信 ・防災・避難訓練の実施 ・自主防災組織による地域住民の防災意識向上活動への支援 	危機管理課
③	災害時における救援活動や復旧支援の体制づくり	災害発生時に、救援活動や復旧活動を行うボランティアの受け入れやコーディネートが行えるように、体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの実施に向けた体制づくり ・自主防災組織の活動支援 	危機管理課 社会福祉課 自治振興課

ウ. 生活において困難さを感じている人への支援

生活困窮者など、日常生活を営む上で困難さを感じている人への支援に取り組みます。また、経済的な困窮の背景には、病気や障がい、離婚など、さまざまな事情がある場合があります。こうした困難な状況を抱える人を把握し、関係機関や社会資源、地域のボランティアなどと連携し、支援に結びつけるように取り組みます。また、認知症や障がいのある人の権利を守るため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知と充実に努めます。

	事業名等	内容	具体的な取り組み	関係各課
①	生活困窮者への支援	「生活困窮者自立支援法」にもとづく各種支援を実施し、関係機関や民生委員・児童委員、近隣住民などと連携し、生活困窮者を支える仕組みづくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の実態把握 生活困窮者自立支援窓口の設置 生活困窮者自立支援制度にもとづく事業の実施 生活課題に対応するケース会議の開催 	社会福祉課
②	権利を守る取り組みの充実	認知症の人や障がいのある人が自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度や福祉サービスの利用援助など権利を守る取り組みを充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉権利擁護事業の周知 成年後見制度の利用支援 	障がい福祉課 長寿福祉課
③	さまざまな課題に対応する仕組みづくり	ひとり親家庭や不登校、ひきこもり等、さまざまな課題に対応できる仕組みづくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍住民への支援（多文化共生） ひとり親家庭等への支援 DV被害者等への支援 不登校への支援 	自治振興課 子育て応援課 学校教育課



第7章

計画の推進体制とフォローアップ

1. 推進体制

地域福祉活動の主役は地域で生活している住民自身です。住み慣れた地域で助けあえる地域社会を実現させていくには、住民の身近な地域で住民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、住民と行政、関係機関の協働した取り組みが不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係団体（者）や機関、福祉関係事業者が地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

2. 地域福祉を推進する上での役割

（１）住民や関係団体等の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア・NPO活動などに積極的に参加していくことが大切です。

また、民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行います。企業・事業所においては、地域でのボランティア活動などに取り組むことで、地域社会への貢献が期待されます。

（２）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、各市町村で一つしか設置できない特別な社会福祉法人です。

そのため、地域住民・社会福祉関係団体・行政関係者など幅広い分野からの地域住民の参加のもと、本市の社会福祉向上のため民間の立場で相互の調整役として大きな役割を果たします。

（３）福祉関係事業者の役割

地域社会の一員として福祉サービスや医療等を供給する主体として住民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

(4) 行政の役割

これまで市が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、住民の実態、ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。また、今後の地域福祉の円滑な推進には、住民がその担い手となった主体的、積極的な取り組みが重視されるため、住民の地域活動・福祉活動に対して助言等の支援のほか、積極的な支援に関わっていきます。

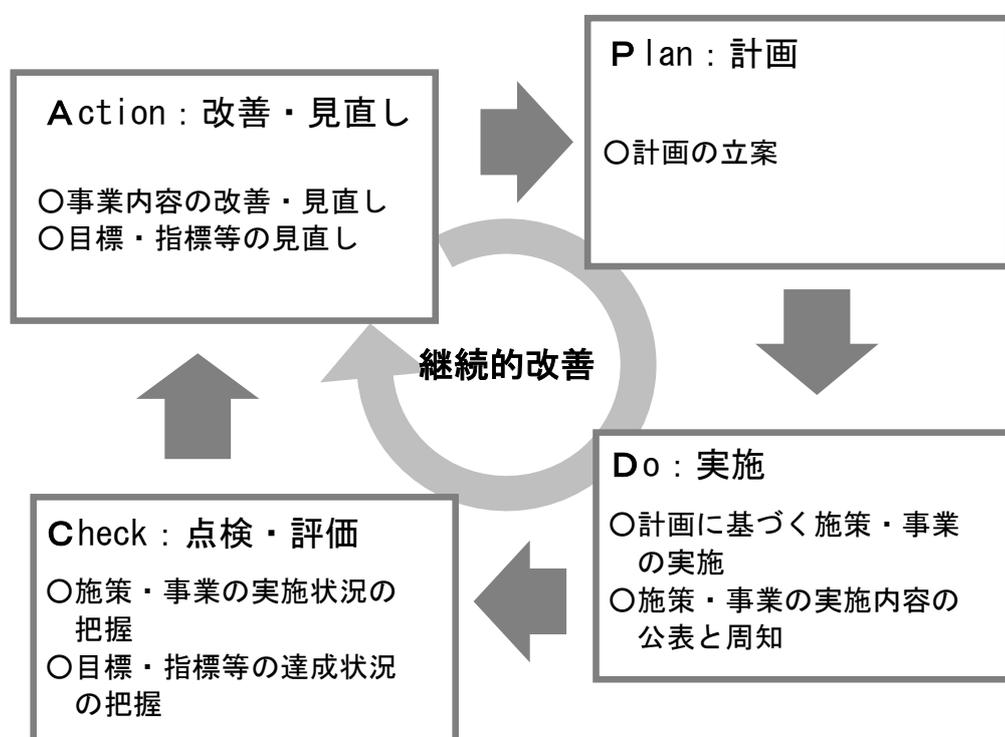
住民の地域福祉に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

さらに、住民や関係団体等の地域福祉活動、地域づくり・まちづくりへの参画の仕組みづくりを進めるとともに、協働・連携体制づくりに取り組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築に向けた条件整備を図っていきます。

3. 進捗管理

本計画の進捗状況や達成状況については、学識経験者や福祉関係者、市民などを含めた「地域福祉計画委員会」において、評価・検証を行います。年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

計画の着実な推進のためには、これらの進行管理を一連のつながりのなかで実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。



資料編

1. 社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2. 栗東市地域福祉計画委員会設置要綱

平成21年2月2日

告示第22号

改正 平成23年4月1日告示第111号

平成26年4月1日告示第86号

平成28年6月27日告示第123号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する栗東市地域福祉計画を策定し、及び推進するため、栗東市地域福祉計画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 栗東市地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他栗東市地域福祉計画において必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、次に掲げる20人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする事業者
- (3) 社会福祉に関係する活動を行う者
- (4) 教育関係者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、意見を聴くため、委員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

(部会)

第5条 委員長は、地域福祉計画案の具体的事項を検討させるため、委員会に部会を設置することができる。

2 部会に部会長を置く。

3 部会長は、部会で検討した事項について、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課が担当する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適切でない認めるときは、この限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮り、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年2月2日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第111号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第86号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月27日告示第123号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

3. 栗東市地域福祉計画検討会設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する栗東市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び推進を円滑に行うため、栗東市地域福祉計画検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 栗東市地域福祉計画委員会との連携に関すること
- (2) 地域福祉計画の策定及び推進に係る連絡調整に関すること
- (3) その他地域福祉計画において必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 検討会は、福祉部長、人権政策課長、ひだまりの家所長、自治振興課長、保険年金課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、子ども発達支援課長、子育て応援課長、健康増進課長、幼児課長、人権教育課長、生涯学習課長、社会福祉課長及び社会福祉に関する専門機関の事務局長等をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は福祉部長をもって、副会長は社会福祉課長をもってそれぞれ充てる。
- 3 会長は、検討会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

4. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 28 年 11 月 29 日 (火)	栗東市地域福祉計画委員会 (平成 28 年度 第 1 回) (1) 委員会の設置、及び委員の委嘱について (2) 委員長、副委員長の選出について (3) 「第 3 期栗東市地域福祉計画」策定に係る今後のスケジュールについて (4) 市民意識調査の実施について
平成 29 年 1 月 6 日 (金) ~ 1 月 23 日 (月)	「第 3 期栗東市地域福祉計画」策定に関する意識調査実施
平成 29 年 2 月 28 日 (火)	栗東市地域福祉計画委員会 (平成 28 年度 第 2 回) (1) 市民意識調査の結果について (2) 第 2 期計画に基づく事業の進捗状況報告
平成 29 年 5 月	庁内各課ヒアリングの実施
平成 29 年 6 月 30 日 (金)	栗東市地域福祉計画委員会 (平成 29 年度 第 1 回) (1) 新委員の委嘱について (2) 地域福祉に関わる本市の状況について (3) 市民意識調査の結果について
平成 29 年 7 月 25 日 (火)	栗東市地域福祉計画検討会 (1) 検討会の設置規程について (2) 第 3 期栗東市地域福祉計画の策定について
平成 29 年 8 月 25 日 (金)	栗東市地域福祉計画委員会 (平成 29 年度 第 2 回) ・第 3 期栗東市地域福祉計画 (案) について
平成 29 年 10 月 31 日 (火)	栗東市地域福祉計画委員会 (平成 29 年度 第 3 回) ・第 3 期栗東市地域福祉計画 (案) について
平成 29 年 12 月 25 日 (月) ~ 平成 30 年 1 月 19 日 (金)	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月 22 日 (木)	栗東市地域福祉計画委員会 (平成 29 年度 第 4 回) ・第 3 期栗東市地域福祉計画 (案) について

5. 栗東市地域福祉計画委員会委員名簿

(任期：平成 28 年 11 月 29 日～平成 30 年 3 月 31 日)

	団 体 名 等	役 職	氏 名
	学識経験者（龍谷大学 現代福祉学科）	特任教授	岡野 英一
◎	学識経験者（龍谷大学 現代福祉学科）	特任講師	村田 智美
○	社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会	会長	黒田 元吾
	同	副会長	青地 勲
	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部滋賀県済生会 特別養護老人ホーム 淡海荘	荘長	千代 妙子
	社会福祉法人 なかよし福祉会	理事長	宮城 安雄
	社会福祉法人和の会 グランマの家保育園	園長	横山 真弓
	一般社団法人 草津栗東医師会	会長	樋上 雅一
	栗東市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	中村 末雄
	ボランティア関係者	団体代表	池田 久代
	栗東市老人クラブ連合会	会長	吉仲 幸子
	栗東市女性団体連絡協議会	副会長	上田 紀子
	栗東市心身障害児（者）連合会	会長	高畑 きぬ江
	栗東市自治連合会	会長	杉田 聰 (平成 28 年度)
清水 憲 (平成 29 年度)			
	同	会長代理	清水 憲 (平成 28 年度)
山口 克巳 (平成 29 年度)			
	草津・栗東地区労働者福祉協議会 (三菱重工労働組合)	副会長	清水 久輝
	栗東市同和対策促進連絡協議会	十里支部書記長	金城 ゆみ子
	栗東市校長会	代表	稲垣 明美 (平成 28 年度)
北川 聡 (平成 29 年度)			
	公募委員		北村 一子
	同		田中 啓久

(◎委員長 ○副委員長 敬称略)

6. 用語解説

	SNS(エス・エヌ・エス)	
		ソーシャル・ネットワーク・サービスの略。個人間のコミュニケーションを支援するコミュニティ型の会員制サービスで、具体的にはフェイスブックやツイッターなどが挙げられる。
あ	NPO(エヌ・ピー・オー)法人(特定非営利活動法人)	
		「Non-Profit-Organization」の略。特定非営利活動促進法にもとづく特定非営利活動法人のこと。不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的に活動を行う法人。所轄庁に申請書を提出し、設立の認証を受ける必要がある。
か	核家族	
		夫婦のみ、夫婦と子ども、男親又は女親と子どもで構成される世帯のこと。
	協働	
		複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力をあわせて活動すること。
	コーディネーター	
		仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整を行う人。
	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	
		地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言(地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言)等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人。
	災害時避難行動要支援者登録制度	
		災害が起きたときに自力で避難することが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者(要支援者)などを登録し、その情報を元に地域の方(支援者・関係機関)で情報を共有して災害時の情報伝達や避難誘導などが迅速・的確にできる体制を整える制度。
さ	自主防災組織	
		自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体のこと。
	社会福祉協議会	
		社会福祉法にもとづく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。
	小地域福祉活動	
		住民の顔が見える日常生活圏を基礎に行われる見守り活動やサロン活動など住民のさまざまな福祉活動の総称。
身体障害者手帳		
	身体に障がいのある人が社会的、経済的、医療的などさまざまな援助を受けるにあたって必要な手帳。手帳の所持が前提条件となるサービスもある。交付の手続きにあたっては、指定された医師の診断書が必要とされ、居住する市町村の窓口、福祉事務所に申請する。これにもとづき、障害程度等を認定した上、都道府県知事または指定都市、中核市の市長が交付する。交付対象者は視覚障がい、聴覚または平衡機能の障がい、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい、心臓・じん臓などの内部障がい、免疫機能の障がいなどが定められている。	

さ	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす役割を担う人。
	精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづいて精神障がいのために日常生活や社会生活で制限を受ける状態等があると認められた方に対して交付される。手帳の取得により、所得税や住民税などの障害者控除が受けられるほか、生活保護の障害者加算が受けられる。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うほか、身寄りのない人は市町村長に申立て権が付与されている。
	地域福祉活動計画	地域福祉を推進するために地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画。社会福祉協議会が策定している。
た	地域包括支援センター	社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して高齢者の生活全般(福祉、介護、保健など)に関する相談を受ける機関。
	地縁団体	一定の区域に住む者で構成される団体。自治会など。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするため、自治体などが実施した養成講座を受講した人。
は	バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと。当初は道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では社会制度、人々の意識、情報提供などに生じるさまざまな障壁を含めて、それを取り除くことを指す。
	ボランティア	自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。
ま	民生委員・児童委員	「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。「民生委員法」にもとづき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。 「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。「児童福祉法」により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

や	要支援・要介護認定者
	<p>身体上又は精神上的の障がいがある、入浴、排泄、食事等の日常生活においての基本的な動作の全部又は一部について、常時介護を要すると見込まれる状態（要介護状態）にある人や、要介護状態には該当せず、身体上又は精神上的の障がいがある、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態（要支援状態）にある人。</p>
ら	療育手帳
	<p>知的障がい児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付する。</p>

第3期栗東市地域福祉計画

編集・発行：栗東市役所 社会福祉課

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

TEL：077-551-0118 FAX：077-553-3678